

平成 24 年度

久御山町行政評価外部評価結果報告書

久御山町行政評価外部評価委員会

平成 24 年 9 月 19 日

平成 24 年 9 月 19 日

久御山町長 信 貴 康 孝 様

久御山町行政評価外部評価委員会
委員長 依 田 博

平成 24 年度久御山町行政評価外部評価結果について

久御山町が実施した行政評価（施策評価）について、当外部評価委員会において外部評価を行った結果、別紙のとおり取りまとめましたので報告します。

久御山町行政評価外部評価委員会委員名簿

区 分	氏 名
委 員 長	依 田 博
委 員	黒 川 洋 一
	松 本 洋四郎
	曾 束 正 義
	橋 本 圭 多

平成 24 年度 久御山町行政評価外部評価結果報告書

1 はじめに

久御山町の行政評価制度については、事務事業評価と施策評価の 2 つの評価方法を活用することとしており、事務事業評価については、行政の内部評価として事務事業の点検や自主改善、職員の意識改革と位置付けられています。また、施策評価については、総合計画の進行管理と住民への説明責任を果たすことを目的とし、行政の自己評価に加え、より客観性を高めるものとして「評価視点の多角化」を目的に外部評価を導入することとされています。

これまで、施策評価に対する外部評価については、平成 21 年度から試行を含め 3 回実施してきており、今回で 4 回目となります。平成 23 年度からは、施策評価の本格実施とされ、全ての施策事業について、行政の内部評価が実施されたところです。

このような中で、当委員会におきましては、「平成 24 年度久御山町行政評価実施方針」に基づき、久御山町が実施した施策評価について、評価内容の客観性と評価制度の透明性を確保し、より適切な評価内容とするため外部評価を行いました。

2 委員会評価内容

当委員会は、下記の日程により 5 回の会議を開催し、外部評価を行いました。

<外部評価委員会の開催内容>

- 第 1 回会議 平成 24 年 8 月 8 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
 - * 委嘱書交付
 - * 委員長選出
 - * 行政評価実施方針について
 - * 評価施策の選定について
- 第 2 回会議 平成 24 年 8 月 22 日（水）午前 9 時～午後 0 時 5 分
 - * 施策評価外部評価実施（民生部関係）
- 第 3 回会議 平成 24 年 8 月 24 日（金）午後 1 時 30 分～午後 5 時
 - * 施策評価外部評価実施（事業建設部関係）
- 第 4 回会議 平成 24 年 8 月 30 日（木）午後 1 時 30 分～午後 6 時 30 分
 - * 施策評価外部評価実施（総務部関係・上下水道部関係）
- 第 5 回会議 平成 24 年 9 月 10 日（月）午前 9 時 30 分～午後 0 時 15 分
 - * 施策評価外部評価実施（総務課）
 - * 外部評価まとめ

3 施策の外部評価結果

当委員会においては、次の施策について外部評価を実施し、その結果については、別紙「施策評価シート（外部評価実施）」のとおり評価の妥当性等について、当委員会としての意見を取りまとめました。

<外部評価を行った施策事業>

① 人権意識の向上 【民生部・社会福祉課】

（説明 10 分、質疑・評価 60 分）

② 地域福祉の推進 【民生部・社会福祉課】 平成 23 年度外部評価実施

（説明 10 分、質疑・評価 30 分）

③ 循環型社会の推進 【民生部・環境保全課】 平成 23 年度外部評価実施

（説明 10 分、質疑・評価 55 分）

④ 交通安全の推進 【事業建設部・建設整備課】

（説明 10 分、質疑・評価 60 分）

⑤ 地域交流の推進 【事業建設部・産業課】

（説明 10 分、質疑・評価 50 分）

⑥ 計画的なまちづくりの推進 【事業建設部・都市計画課】 平成 22 年度外部評価実施

（説明 20 分、質疑・評価 50 分）

⑦ 町職員の資質向上 【総務部・総務課】

（説明 5 分、質疑・評価 55 分）（再説明 5 分、質疑・評価 50 分）

⑧ 効率的な行財政運営 【総務部・企画財政課】 平成 23 年度外部評価実施

（説明 5 分、質疑・評価 55 分）

⑨ 下水道の整備・管理 【上下水道部・下水道課】 平成 21 年度外部評価実施

（説明 10 分、質疑・評価 50 分）

⑩ 情報化の推進 【総務部・企画財政課】

（説明 10 分、質疑・評価 50 分）

4 外部評価の総括

今回の行政評価に対する外部評価につきましては、別添の施策事業一覧（40 施策事業）の中から、これまでに外部評価を行った施策事業の継続評価と新たに外部評価をする施策事業について、10 施策を外部評価委員が選択し、その施策の行政内部評価について、できる限り客観的な視点から外部評価を実施いたしました。評価を行うなかで、全体的に次のような課題や問題点が明らかになりましたので、今後の行政評価を行ううえで、改善や工夫をされるように努めてください。

①成果指標の設定の工夫

行政評価において求められることは、「事業費がいくらであったか、参加者が何人であったとか」といった結果（アウトプット）を評価するのではなく、「住民生活がどのように変わったのか、どれだけの成果がでたのか」と言った成果（アウトカム）を評価することに意義があります。前年度評価においても指摘していますが、成果指標の設定にあたっては、成果目的に適合した内容のものを検討し、その成果指標の数値が行政として、針小棒大にならない範囲において、実現可能な目標数値を設定することが求められます。特にこれまでのシートを見ると、「アウトプット」を成果指標とする場合が多く、また、施策の成果目的の部分的な指標しか設定できていないなどから、「アウトカム」を表すような成果指標への改善の必要性について指摘をしてきました。しかし、まだアウトプット指標というべきものが見受けられ、有効な指標づくりが浸透していない状況にあると言えます。今後も、自らの行政活動の目的を精査したうえで、まず全ての事務事業について成果目的にあった指標（アウトカムとなる指標）を設定し、内部評価を行ってください。そのうえで、施策評価の指標設定については、代表的な指標に絞り込むように努めてください。

一方、行政評価においては、当然、客観的に評価をするうえでは、できる限り成果目的に見合った数値設定は必要であります。事業の内容によっては、単純に数値だけをとりえて評価することが難しいものもあります。その施策の基本的な成果目的を達成するための経過（プロセス）も含め、その手法の妥当性などについても合わせて評価するような工夫がいるものと考えます。

②評価等における記載内容（丁寧な説明）の工夫

以前から指摘しているように、評価シートの構成上の問題もあると思われますが、各所管部課からのヒアリングで、全体として言えることは、評価をしている記載内容が、設定している成果指標についてのみを評価している場合が多く、評価結果としては、その指標の達成度合いが低い評価となっている実態が見受けられます。

所管部課においては、事務事業を遂行しているにもかかわらず、そのプロセスが評価されていないことや、他に行っている事務事業などでは成果があがっているものもあり、特にこの評価シートが住民に公表されるという意識を持ち、設定している成果指標だけにこだわらず、この施策全体の成果目的を考えて、指標に表せない

部分についても、できる限り丁寧に説明し、総合的な評価をすることが必要と考えます。

加えて、これまでの外部評価の指摘事項が今回の評価に活かされているセクションと活かされていないセクションがあり、温度差が見受けられます。評価内容については、精読され、さらなる改善につながるよう努めてください。

③施策評価の方法

行政評価の基本は、施策や事務事業の成果目的に対応した客観的かつ適正な成果指標の設定が必要となります。

そのことから、成果目的が異なる事務事業を含む施策については、全体の評価が難しくなり、施策に結びつく事務事業の構成は、成果目的ごとに施策評価シートを作成してください。

さらに、部を超えた施策評価シートを作成する態勢の整備を早急にすすめられたい。

④事務事業評価シートの記載内容の整合性等

以前から指摘しているように、事務事業評価シートの成果目的や事業概要、評価の説明内容が、担当者や所管課ごとに、記載内容の書き方が異なることや、評価においても改善・改革の方向性が見られないような表現となっており、まだ多くのシートで改善がされていません。誰が見ても理解しやすい記載や説明をするとともに、職員への研修などを通じて、この行政評価制度の本来の目的なども含め、職員のアカウンタビリティ（説明責任）に対する自覚を促すよう努力してください。

また、施策と事務事業の数値等について、十分に精査することなく自己評価を行っているといった内容も、一部、見受けられることから、内容の確認と精査に努めてください。行政事務の行動準則の一つは、ルーティーンな作業を細心の注意でとり行うことです。行政評価にも、この行動準則が適用されることは言うまでもありません。

⑤行政評価の活かし方

行政評価は、単に施策や事務事業を評価するシートを作成することが目的でなく、その評価した結果を次年度以降に反映する仕組みづくりが重要です。

これまでの外部評価を通じて、施策や事務事業の評価シートに記載している評価の結果が次年度以降の施策や事務事業にどのように反映されて活かされているのか分からない部分が見受けられます。

施策の成果目的を達成するための事務事業の構成等を十分に検証し、その成果目的がどの程度達成できているかをできる限り客観的な指標で評価する。そのことによって、その施策の取組内容を分かりやすくし、住民への説明責任を果たせることにつながるものと考えます。

また、行政評価の評価内容の精度を高めることで、久御山町役場の組織としての

課題や問題が明確になるとともに、職員の政策に関わる資質や意識の向上につながり、その結果、今後の施策の改善・改革に結びつくことが期待されます。

加えて、大変厳しい財政状況になってきているなかで、この行政評価を活用（評価方法の改善や精度を高めるなど）することによって、例えば、事務事業の優先順位付けや事業仕分けなどにも活用でき、今まで以上にスクラップ＆ビルドにつながるためのツールとして活かすことが可能であると考えます。

5 提言

行政評価の以上の意義に鑑みて、それに対する主管課の取組の姿勢に差があることは大いに問題であると考えます。インプット・アウトプット・アウトカムの各指標が論理的に関連付けられるような指標づくりが見られないなど、取組姿勢が不十分であると外部評価委員会に指摘された事業の主管課長及び部長は、その責任が問われるべきであります。その上で評価行動に改善が見られない事業については、成果が期待できないものとし、評価シート中の指標の未設定や評価欄の未記入など評価を十分に行っていると判断されない事業については、次年度に向けて事業の廃止を含め事業全体の見直しを行うよう、委員会として提言します。

施策の内部評価結果一覧(○印は外部評価を実施した施策)

※教育委員会の施策を除く。

	評価施策名	平成23年度評価結果			平成24年度評価結果		
		成果目的 の達成度	事務事業の 構成・内容の 妥当性	外部 評価	成果目的 の達成度	事務事業の 構成・内容の 妥当性	外部 評価
1	多彩な交流活動の推進	B	C		B	C	
2	町職員の資質向上	B	B		B	B	○
3	平和意識の向上	B	B		B	B	
4	防犯対策の推進	B	B		B	B	
5	防災対策の推進	B	B		B	B	
6	自治会活動の推進	B	C		B	C	
7	効率的な行財政運営	B	B	○	B	A→[B]	○
8	広域行政の推進	B	B		B	B	
9	情報化の推進	B	B		B	B	○
10	住民参加の機会の推進	B	B	○	B	B	
11	開かれた町政の推進	B	B	○	B	B	
12	開かれた町政の推進(議会)	A	B	○	B	B	
13	消防活動の推進	B	B		B	B	
14	救急・救助の推進	B	B		B	B	
15	人権意識の向上	B	C		B→[*]	C	○
16	子育て支援の推進	B	C→[-]	○	B	C	
17	障害者福祉サービスの推進	B	C		A	B	
18	地域福祉の推進	B	B→[C]	○	B	B	○
19	低所得者への支援	B	C		A	B	
20	健康づくりの推進	B	A		B	B	
21	保健・予防サービスの推進	B	A		B	A	
22	高齢者福祉サービスの推進	C	B		C	B	
23	家族介護者支援の推進	C	B		C	B	
24	高齢者活動支援の推進	C	B		C	B	
25	医療サービスの推進	B	A		B	A	
26	環境保全の推進	B	B		B	B	
27	循環型社会の推進	B	A→[B]	○	B	A→[B]	○
28	町道等の整備・管理	B	A		B	A	
29	河川の保全・管理	B	A		B	A	
30	交通安全の推進	B	A		B	A→[C]	○
31	農業施策の推進	B	B	○	B	B	
32	商工業施策の推進	B	B→[C]	○	B	B	
33	勤労者の支援	B	B		B	B	
34	地域交流の推進	B	C		B	B	○
35	消費生活向上の推進	C	C		C	C	
36	計画的なまちづくりの推進	C	B		B	B	○
37	公共交通の推進	C	C	○	C	C	
38	公園・緑地の整備・管理	B	B		B	B	
39	上水道の整備・管理	B	B		B	B	
40	下水道の整備・管理	B	B		B	B	○
				10			10

◎評価結果について(成果目的の達成度/事務事業の構成・内容の妥当性)

[A] (達成されている/妥当である)

[*] (指標が設定できないため一概に評価できない)

[B] (概ね達成されている/概ね妥当である)

[C] (あまり達成されていない/一部不十分であり見直しの必要がある)

[D] (達成されていない/不十分であり見直しの必要がある)

※評価結果欄の→[]は、担当課の内部評価に対し、外部評価委員会が異なる評価をしたものです。

※「子育て支援の推進」の[-]については、教育委員会事業と合わせて総合的に評価すべきと評価されたものです。

施策評価シート（外部評価実施）

- ① 町職員の資質向上
- ② 効率的な行財政運営
- ③ 情報化の推進
- ④ 人権意識の向上
- ⑤ 地域福祉の推進
- ⑥ 循環型社会の推進
- ⑦ 交通安全の推進
- ⑧ 地域交流の推進
- ⑨ 計画的なまちづくりの推進
- ⑩ 下水道の整備・管理

施策名： 町職員の資質向上

1. 施策の基礎情報		担当課	総務課				
総合計画上の位置付け	編	心がかようパートナーシップのまちづくり					
	章	第2章 柔軟で効率的な行財政運営と情報化を推進する					
	節	第1節 行財政運営					
成果目的	時代や住民ニーズに応じた組織機構づくりを進めるとともに、研修の充実により政策形成能力を高めるなど、職員の資質向上を図る。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	住民ニーズの多様化・高度化により職員の資質向上が求められている。職員研修計画は策定されているが、人材育成計画・人事評価制度が導入されていないので、できるだけ早い時期に策定する必要がある。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	三位一体改革の推進(国から地方へ支出される補助金の削減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し)により、簡素で効率性の高い行政運営の推進が求められている。公務員制度改革関連法が平成20年に成立し、能力・業績本位の「人事評価制度」が導入され、新たな人事制度が確立した。						
主な事務事業の取組内容	人材育成基本方針の策定及び人事評価マニュアルの作成。独自研修の実施(職員接遇研修、人権啓発研修、交通安全講習会等)、委託研修に派遣(京都市府市町村職員振興協会、全国市町村国際文化研修所(JIAM)、自治大学校派遣等)。						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 22 実績値	H 23 計画値	H 23 実績値	H 24 計画値	H 27 計画値
独自研修(基本研修、特別研修(必修研修))出席率		%	32.6	70	37.3	70	70
独自研修(特別研修(教養研修))参加者数		人	232.0	200	182	200	200
委託研修(市町村職員振興協会・JIAM・自治大学校等)参加者数		人	40	50	44	50	50
人事評価制度の構築				1	1	1	
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 22 年度 決算額	563						
平成 23 年度 決算額	2,688						
平成 24 年度 予算額	4,261						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点> 前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 独自研修(基本研修:新規採用職員研修・管理職研修等、特別研修(必修研修):人権研修・接遇研修等)は、計画値では7割程度の出席を設定しているが、実績値では4割未満にとどまっている。独自研修(特別研修(教養研修):認知症サポーター養成講座・職場労働安全講習会・環境研修等)は、開催内容などにより対象人数が少ない研修もあるが、ほぼ計画どおり実施できている。職員の専門性を高めることを目的とした委託研修(京都市府市町村職員振興協会、全国市町村国際文化研修所(JIAM)、自治大学校派遣等)では、おおよそ計画値に近い形で実績が上がっていることから、研修については概ね達成されている。なお、独自研修(基本研修、特別研修(必修研修))については、業務上、出席が難しい消防本部や保育所などの外部職場があるため、出席率は低下する要因となっているが、それらを考慮した計画値とする中で、日程調整や情報発信も含めて今後は調整を図っていくきたい。 一方、人材育成推進事業では、人材育成基本方針の策定、人事評価マニュアルの作成及び人材育成に関する研修会を実施するなど、人事評価の基礎が出来上がり、一定の成果があったと考える、これらのことから、概ね目標を達成できたと考える。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点> 成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 研修等の構成・内容は概ね妥当と考える。今後、職員の資質向上のためには、適正な評価を行う人事評価制度の導入、人材育成計画の策定は必要不可欠である。研修の充実については人材育成上必要となり、町独自研修の内容見直しや職員への研修情報の周知が必要と思われる。						
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。						
	人事評価制度システムの構築後、実際の運用時に公正・公平な評価ができるように、評価者の十分な研修を行う。併せて、人事評価の試行実施を行いながら必要な修正等を加えていく必要がある。						
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。						
	住民のニーズの多様化・高度化に伴い、さらなる職員の資質向上が求められる。さらに、定員適正化計画により職員数が年々減少している。組織機構の見直し、人事評価の実施、研修の充実により、人材を育成し、職員一人ひとりの資質の向上を目指す。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 ただし、指標づくりにおいては、まだ工夫が可能である。研修の成果を業務にどれだけ生かしたかや住民の職員の働きに対する評価などアウトカム(成果)を測ることのできる指標の設定に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 ただし、評価内容は役場内部の職場環境のあり方についての視点に欠けている。また、研修の内容は充実しているが、職員が主として参加する独自研修への参加を促す仕掛けに工夫が必要と考える。
その他意見等	(特に意見なし)

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度		
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
①	人材育成推進事業	任意自治	政策	職員の意識改革と資質向上を図るため、人事評価制度の導入を行う。また、平成24・25年度の2か年にわたり人事評価制度の試行実施を行い、平成24年度は、委員会メンバー等が実際に評価シートを用いて検証し、必要な手直しを行う。	1,785 (4,005)	3,360	B	人事評価制度導入に向けて試行実施を行う。さらに、人材育成の具体的な内容などを明記した人材育成基本計画を策定する。
②	職員研修等事業	任意自治	経常	基礎知識の習得と時代の変化に対応できる実務能力の向上等を図るため、職員研修計画により、研修機関が実施する研修への派遣や独自研修を行う。併せて、職員の資質向上のため、行政遂行能力に関する情報など意識高揚と職員研修を兼ねた庁内広報紙(AICR)の発行を行う。	903 (3,123)	901	B	基本研修・特別研修については、研修計画により事業を進めていくが、委託研修の京都市府市町村振興協会分については、参加者の増加を目指す。
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
決算額・予算額 計					2,688 (7,128)	4,261		

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同レベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 効率的な行財政運営

1. 施策の基礎情報		担当課	企画財政課				
総合計画上の位置付け	編	心がかようパートナーシップのまちづくり					
	章	第2章 柔軟で効率的な行財政運営と情報化を推進する					
	節	第1節 行財政運営					
成果目的	質の高い行政サービスを提供するため、IT(情報技術)の有効活用やアウトソーシングを促進するとともに、近隣行政との広域連携などにより、行政コストの効率化を図ることで、持続可能な柔軟性のある行財政運営を推進する。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	長引く景気の低迷により、国・地方自治体においても、大変厳しい財政状況にあって、国において、三位一体改革をはじめ、歳入・歳出両面での一体的な改革が推進されていた。本町においても町税収入は、平成9年度をピークに長期の景気不況の影響により大きな減収が続くなか、高齢化の進行や住民ニーズの多様化・高度化などによって財政需要は大きく増加するなど行財政を取り巻く環境はますます厳しくなってきた。また、住民の多様な行政需要に対応していくためには、限られた財源の有効活用を図り、安定した税収確保や受益者負担の適正化による財源確保を図るなどの健全な財政運営が急務となっていた。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続いている。特に、少子・高齢化問題をはじめ増税を前提とした社会保障制度の見直し議論や原発事故に伴う将来的なエネルギー政策問題など様々な課題が山積しており、今後景気が回復するような明るい材料が見出せない状況にある。一方、地方分権については、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、翌年には第1次・第2次地方分権一括法が施行され、国・府の事務権限が市町村へと移譲が進んできている。そのような状況にあって、本町の財政状況は、ここ数年町税が大幅に減少しており、財政調整基金を取り崩すなかでの財政運営が続いている。また、普通交付税の算定においても、基準財政収入額と基準財政需要額の差が極端に縮まり、財政力指数が低下しており、今後、さらに町税が減収すれば、確実に交付団体に転じる可能性が高まってきている。						
主な事務事業の取組内容	「第3次行政改革大綱及び集中改革プランの推進」・「第4次行政改革大綱の推進」・「広域化の推進」						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		類似団体平均値(H22決算)	H 22実績値	H 23計画値	H 23実績値	H 24計画値	H 27計画値
経常収支比率(経常経費充当一般財源/経常一般財源総額)×100※妥当値 町村:70%		85.1	95.1	95.0	94.7	94.0	85.0
※財政力指数((基準財政収入額/基準財政需要額)の過去3年間の平均値)		0.55	1.216	1.133	1.120	1.053	—
公債費比率(10%を超えないことが望ましい)		14.70%	7.0	7.0	7.2	7.0	7.0
債務残高(一般会計)※各年度末(債務負担行為含む)		千円	5,008,632	4,976,455	4,771,777	4,311,872	3,850,000
基金残高(一般会計)※各年度末		千円	3,172,576	2,722,647	3,086,789	2,453,644	2,300,000
3. 施策の事務事業費		(千円)					
平成 22 年度 決算額		12,035					
平成 23 年度 決算額		12,939					
平成 24 年度 予算額		9,111					
4. 施策の評価		※財政力指数が1を超える場合は普通交付税の不交付団体となる					
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。					
	本町の財政状況は、昭和47年度以降、京都府内では唯一の普通交付税の不交付団体として、今日まで継続してきており、平成23年度決算状況における各種財政指標や財政健全化判断比率については、京都府内の市町村や他の類似団体と比べても健全な財政状況となっている。しかしながら、経常収支比率は94.7%となり、長引く景気の低迷による町税の減収により、過去最悪であった前年度の95.1%から0.4ポイント改善したものの大変高い比率となっており財政の硬直化が顕著になっている。また、実質単年度収支については、4年連続して赤字となるなど、財政調整基金を取り崩すなかでの大変厳しい財政運営が続いている。今後においても景気の改善が期待できない中において、町税が増収に転じることは難しいことから、財政調整基金に依存しない大幅な歳出削減に向けた取組が必要となっている。なお、総合的な評価としては、経常収支比率を除く、公債費比率や財政健全化判断比率は安定していることから、概ね財政的には健全化が保たれているものと判断している。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 23 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。					
	当該施策の推進における事務事業の構成については、行政改革推進事業をベースとしていることから妥当であると考えられる。なお、現在のような厳しい経済情勢が今後も続き、さらに町税が減収する場合には、普通交付税の交付団体となる可能性が高まってくることからも、健全で持続可能な行財政運営を行っていくための基本方針である「第4次行政改革大綱」において、①満足度の高い住民サービスを提供できるための行政改革の推進、②PDCAサイクルに沿った事務事業評価と施策評価を行うなかで、住民ニーズに適切に対応した事務事業の整理統廃合などの検討、③組織機構の継続的な見直しとともに職員的能力開発や意識改革を図った職員資質の向上、④「定員管理計画」を策定するなかで、可能な限りの職員数の抑制を図った定員管理の適正化の推進、⑤町税の適正な課税と収納率の向上に努め、自主財源の確保とともに徹底した経費の節減、などを重点項目に掲げる改革項目について、確実に実行していく必要があると考えている。						
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。					
	今年の6月26日に消費増税法案が衆院本会議で可決され、今後、参院で可決成立すれば、平成26年度から消費税率が8%となり、更に翌年10月からは10%となるなど、今後も早期の景気の改善は期待できない状況の中での消費税率の引き上げは、本町においても町税の大幅な減収が予想されるなど、財政運営は非常に厳しいものになってくるものと考えている。						
施策の方向性	<観点>	今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。					
	依然として厳しい財政状況の中、町税の減収に歯止めをかけることは、町レベルの対応では難しく、このような景気の低迷が続くなかでは、歳入に見合った歳出に抑制していくことが必要である。このようなことから、今後、効果的に事業展開を行っていくには、行政評価を積極的に活用することで事務事業の優先度を明確にするとともに、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めていかなければならない。また、現行の行政改革大綱(第4次)を総括するとともに、次期行政改革大綱を策定するにあたり、引き続き、行政改革に取り組むことで、持続可能な柔軟性のある行財政運営を推進する。						

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します		
成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である	
	「B」評価は妥当である。設定された指標からは、町の財政状況についてはよくわかるが、効率性についての評価はわかりにくい。そのことから例えば財政に占めるアウトソーシングの割合や歳入に貢献できる成果がどれだけあったかがわかるものにするなど、指標の設定には更に工夫が必要と考える。 なお、行政改革の実施にあたっては、トップである町長とどのように連動し、実行に移していくかが課題である。	
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度評価『 A 』は、 () 妥当である (●) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 B 』が妥当である	
	効率的な行財政運営は、本来町全体の責任において個々に実施されるものであるが、全体の効率性を図る施策としては、妥当な施策体系である。ただし、町全体として、ヒアリングを通して見える各課の効率化に向けた取組には、まだ改善の余地があると思われるので、「B」評価が妥当である。	
その他 意見等	(特に意見なし)	

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等							(千円)
事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
①	行政改革推進事業	任意自治	政策	効果的で持続可能な行財政運営を行うため、第3次行政改革大綱の基本部分を引き継ぐかたちで平成22年3月に「第4次行政改革大綱」を策定し、平成22年度から24年度までの3カ年を推進期間と位置づけ、行財政の改革・改善を推進していく事業である。	0 (2,220)	293	B 第4次行政改革大綱の最終年の取組として、①定員管理計画を策定する中で、本町の財政状況の推移を予測し、5年間の職員削減計画に取り組む。②本町と類似する地方公共団体(町)の実情を確認する中で、部課等の見直しを検討する。 加えて、第4次行政改革大綱を総括する中で、外部評価委員会による行政評価を基に次期大綱の策定に取り組む。
②	行政評価制度推進事業	任意自治	政策	行政の事務事業の選択と集中による効率的な施策推進と職員の意識改革や事務の効率化を図るため、平成20年度の事務事業評価の導入に続き、平成23年度から施策評価についても導入を行う。	127 (5,307)	352	C 事務事業評価については、経常的事業と政策的事業の全ての事務事業について取り組み、各事務担当者による評価(Check)を行うことで、改善(Action)に結びつけるよう努めていく。一方、施策評価については昨年度から施策の単位を節へごとくり直し、従来の101施策から40施策へと大きく変更し成果目的ごとに施策評価シートを統一できたことで、職員のアカウントビリティ(説明責任)に対する自覚を促すように努めていく。
③	総合計画推進事業	任意自治	経常	町政運営の基本となる総合計画を推進するため、その計画の実現に向けた計画の進捗管理を行うとともに、基本計画で示された施策について、財政措置等の対応も組み込み、3カ年を計画年次とした実施計画を毎年度策定し、事業実施後については毎年度実績調書を作成する。	0 (1,480)	0	C 今年度は、第8次として平成25年度から27年度までの実施計画を策定することとするが、厳しい財政運営の中で財源については、社会・経済情勢に大きく左右されるところが大きいため、その動向を見極める中で財源確保と経常経費の削減に努め、実施計画の遂行についても調整等を図りながら、施策の実現に向けた計画にしていく。また、平成27年度が総合計画の最終年度であることから、行政評価の取組と併せる中で、総合計画の達成状況の総括につなげるように努めていく。
④	賦課徴収一般事務費	法定受託	経常	土地及び家屋の3年間の資産価格の変動に対応するため、土地については不動産鑑定評価等により評価額を適正な価格に見直し、家屋については国の基準等により評価額の見直しを行う。評価にあたっては、航空写真等を参考に現地・家屋評価を実施する。また、償却資産については、取得価格及び経過年数を考慮して評価額を決定する。土地、家屋、償却資産について、評価額をもとに課税台帳を作成し適正な賦課を行う。その他、住民税や国民健康保険税、軽自動車税の適正な課税を行うため、必要な事務処理を行う。	12,760 (84,929)	8,409	B 固定資産税(土地・家屋・償却資産)の適正な評価及び賦課を行う。また、住民税、国民健康保険税、軽自動車税についても適正な賦課に努める。
⑤	税制啓発事業	任意自治	経常	税の仕組みや税制改正などを広く住民に理解していただくため、広報紙やホームページ等により周知・啓発を行う。	52 (964)	57	B 厳しい社会情勢の中、納税者に理解していただけるよう、引き続き、広報紙やホームページによる啓発を行うとともに、その充実に努める。また、次世代の納税者となる小・中学生についても税務署と連携しながら啓発に努める。
決算額・予算額 計					12,939 (94,900)	9,111	

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)

義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)

任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的な事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)

経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同レベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

施策評価シート(外部評価実施)

施策名： 情報化の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	企画財政課
総合計画上の位置付け	編	心がかようパートナーシップのまちづくり	
	章	第2章 柔軟で効率的な行財政運営と情報化を推進する	
	節	第2節 情報化	
成果目的	情報技術を活用した住民への多様な情報の提供と利便性を感じる環境を整えるとともに、システムの安定運用や個人情報保護等に適切に対応する。また、情報技術の活用による事務事業の効率化や近隣市町村によるシステムの共同化等により、行政コストの削減に努める。		
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度		
総合計画策定時の課題	本町の情報化の取組みは、昭和61年度に導入した久御山中学校のコンピュータ教室の整備から始まり、行政事務においては、平成3年度に住民情報や税情報などの基幹的業務を処理する汎用コンピュータを導入し、それ以後、電算化を加速的に進めてきた。近年の情報通信技術の急速な進展により高度な情報化社会が形成され、ネットワーク環境やパソコン環境は大きく向上したことなどから、本町では平成15年度に策定した地域情報化計画に基づき、庁内情報化の更なる推進や広域面における住民サービスシステムの充実、セキュリティ管理の徹底とともに、職員の情報処理能力を高めるための取組が必要となっていた。		
現在までの社会情勢・法制度の変化	情報通信技術の飛躍的な進歩によって、インターネットなどを利用した情報の検索や受発信、サービスの提供等が可能となり、住民生活に大きな変化をもたらした。その一方で、ブロードバンドの普及の遅れや個々の習熟度による情報格差の解消、個人情報保護の徹底など情報セキュリティの確保が重要な課題となっている。また、自治体においても、あらゆる分野で質の高い迅速な電子情報を発信するなど、電子自治体の更なる充実に求めている。 (行政事務対応における主な取組み等の経過) ①平成 3年度：基幹業務の電算(汎用コンピュータ)導入(H12からクライアント・サーバコンピュータへ移行し2回更新) ②平成11年度：公共施設案内予約システム導入(1回更新) ③平成11年度：町ホームページ構築(2回更新) ④平成13年度：「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の施行 ⑤平成13年度：「e-Japan戦略」の策定…ブロードバンドの普及やその利活用の拡大を図る ⑥平成14年度：久御山町地域情報化計画策定(計画期間：平成15～19年度) ⑦平成14年度：職員一人1台ノートパソコン配布完了 ⑧平成14年度：住基ネット1次稼働(H16に2次稼働) ⑨平成15年度：「電子自治体推進指針」の策定 ⑩平成15年度：住民・町内企業へ高速回線導入に伴う初期工事支援助成(助成期間：平成15～17年度) ⑪平成20年度：戸籍電算システムの導入 ⑫平成21年度：京都府自治体情報化推進協議会への参加表明 ⑬平成22年度：庁内ネットワークシステム更新 ⑭平成23年度：基幹業務システム(市町村共同化システム)更新(今後の取組計画) ⑮平成24年度：基幹業務システム(市町村共同化システム)本格稼働		
主な事務事業の取組内容	町ホームページの充実、情報システム及びネットワークシステムの安定稼働への取組み、庁内ネットワークの更新、新文書管理システムによる事務の効率化、戸籍電算システムの導入		

2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 22 実績値	H 23 計画値	H 23 実績値	H 24 計画値	H 27 計画値
町ホームページへのアクセス件数	件	100,000	120,000	452,988	500,000	—
戸籍諸証明発行時間(現戸籍)	分	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
戸籍諸証明発行時間(除籍・原戸籍)	分	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
戸籍記載事務	日	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

3. 施策の事務事業費		(千円)
平成 22 年度 決算額	101,385	
平成 23 年度 決算額	190,730	
平成 24 年度 予算額	131,633	

4. 施策の評価				
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A：達成されている。 B：概ね達成されている。 C：あまり達成されていない。 D：達成されていない。 *：指標が設定できないため一概に評価できない。	
	<観点> 前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。			
	電算システム導入・更新については、これまでから計画的に行ってきており、平成22年度に庁内ネットワークシステムの更新、平成23年度に基幹業務システムの更新(京都市市町村共同支援システムを導入。)を行うなかで、概ね、個人情報などの外部流失やサイバー攻撃等に対応するセキュリティ対策強化と効率的な業務環境の改善に繋がるシステム構築を図ることができた。			
	一方、成果指標にある本町ホームページの平成23年度の年間アクセス件数については、452,988件と前年度の4.5倍となる等、飛躍的に伸びてきており、成果達成度の向上を図ることができた。しかしながら、情報の更新は6割程度しかできていないことから、利用者にすればアクセスしたものの行政情報が更新されていないために、今後、離脱者の増加が予想されるなど、成果率アップは難しくなることが考えられる。そうならないためにも、原課職員に対して定期的なホームページの更新を義務付けるなど、行政情報の発信ツールであるホームページの有効活用にも、行政の透明性の向上を図っていくことが今後の課題である。また、戸籍関係の証明交付事務については、平成20年度に導入した戸籍事務の電算化により、戸籍の事務処理が大幅に短縮されるなど、住民サービスの向上に繋がっていることから総合的に判断して概ね達成できている。			
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 23 年度)評価	B	A：妥当である。 B：概ね妥当である。 C：一部不十分であり見直しの必要がある。 D：不十分であり見直しの必要がある。	
	<観点> 成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。			
	事務事業の構成については、現状において事務事業の効率化や住民への多様な情報の提供が図れていることから、概ね妥当である。今後は、住民ニーズに対応した最小のコストで最大の効果を生み出す行政サービスの実現に向けて、平成24年度から導入の基幹業務システムによる複数市町村とのシステムの共同開発・運用により、どれだけのコスト削減が図れるのか検証していく必要がある。			

5. 施策の今後の方向性

今後発生が 予測される 課 題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。
	急速な情報化の進展による情報格差の拡大、情報セキュリティ対策や個人情報保護の確保も依然として重要な課題であり、継続して適切に対応していく必要がある。併せて、今後は住民サービスの向上を図るため、戸籍関係や税関係の証明書を同一窓口もしくは同一フロアで受付・交付することを検討する必要がある。また、定期的に通信機器やサーバ、パソコンなどが耐用年数や保守終了時期を迎えるなかで、厳しい財政状況において財政的負担が大きくなる。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。
	情報化の推進にあたっては、今後も引き続き、行政事務の簡素化・効率化や住民の利便性向上を基本的な考えとして、住民サイドからの視点に立ったサービスの提供に取り組んでいく。また、行政事務の効率化と住民の利便性の向上にあたって、電子入札や電子申請などがあるが、費用対効果も考えるなかで、時代に即した情報化の対応を検討していく。

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的 の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 町ホームページに関する成果指標について、アクセス件数のみとなっているが、更新件数に関するものも必要と考える。また、その他の指標として戸籍に関するものが複数あるが、1つにするとともに、例えばバナー広告による収入に着目した指標の設定等、様々な視点からの評価も考えられることから工夫をされたい。
事務事業の 構成・内容 の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。 町ホームページの更新に関連して、できるだけ多くの情報をホームページ上で住民に提供するために、行政情報を活用する住民の側の利便性を考慮に入れた情報提供システムを構築されたい。一方で、そのセキュリティ対策については、これまで以上に注意されたい。
その他 意見等	(特に意見なし)

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

				(千円)		
事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額 取組方針
①	行政情報ネットワークシステム管理運営事務	任意自治	経常	町の情報を総合的に提供するため、ホームページの充実や町例規集データベースの公開に努め、町と住民をつなぐシステムとして更なる活用を図る。	3,887 (5,071)	5,067 B 事業内容や規模を前年度と同レベルで実施する。
②	システム運用管理事業	任意自治	経常	適正な電算システム運用のため、稼働中の電算システムの運用管理を行う。	70,674 (74,374)	106,509 B システム等の導入・更新の際に、導入コストのみでなく、運用管理コストの削減も意識して調達することとする。職員で対応可能なものについては、委託せず、電算室職員で行うよう、常に委託内容の精査を行う。
③	システム導入・更新事業	任意自治	経常	現基幹業務システムの更新に合わせ、事務の効率化を図るため、京都府と府内の市町村で共同開発された基幹業務システムの導入を行う。	93,986 (101,386)	0 E 平成23年度に基幹業務システムの更新を完了し、当面、新たなシステムの導入・更新がないことから、システム運用管理事業に統合。
④	庁内パソコンヘルプデスク事業	任意自治	経常	職員等が使用するパソコン等の適正な運用のため、専門職員において、取り扱い方法などの指導や助言を行う。	4,925 (7,145)	4,929 F 当該事業については概ね目的を達成したことから、専門職(嘱託員)の配置はせずに電算室の職員(正職員)が対応する方向で整理する。なお、電算室の職員体制については、現行の正職員2名で基幹業務システムや行政ネットワークシステムなど全庁的な電算システムの運用管理を行っているなかで、電算室の職員はより専門的な知識が求められるため、専門職員の配置や業務委託など、危機管理体制等を含めた合理的な職員配置を検討していく。
⑤	文書管理事務事業	任意自治	経常	公文書の適正な取り扱いや管理をするため、共用書庫へ引き継いだ公文書の管理及び閲覧業務、適正文書の廃棄を行う。また、総合行政ネットワーク(LGWAN)や情報公開に対応したコンピュータ入力による行政文書の起案・管理システムの構築、検討を行う。	333 (926)	302 B 事業内容や規模を前年度と同レベルで実施する。
⑥	戸籍関係証明交付事務	法定受託	経常	戸籍事務と戸籍関係証明発行の効率化を図る。	16,925 (20,625)	14,826 B 事業内容や規模を前年度と同レベルで実施する。
決算額・予算額 計					190,730 (209,527)	131,633

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

施策名： 人権意識の向上

1. 施策の基礎情報		担当課	社会福祉課				
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり					
	章	第2章 すべての人権が尊重されるまちをつくる					
	節	第1節 人権・平和					
成果目的	住民がさまざまな人権問題について、正しく理解し、お互いの人権を尊重する社会を築けるよう啓発活動を行う。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	あらゆる差別や暴力、虐待の根絶をめざし、住民一人ひとりが正しい理解と認識を深めるよう、啓発が必要である。また、人権問題に対する相談体制の充実を図る必要がある。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成20年度に3つの人権関係の市町村連絡会が統合され、山城人権ネットワーク推進協議会として市町村と企業等が参加し、様々な事業を実施している。						
主な事務事業の取組内容	①人権啓発事業 ②人権擁護委員による相談事業 ③社会を明るくする運動事業						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 22 実績値	H 23 計画値	H 23 実績値	H 24 計画値	H 27 計画値
人権研修会参加者数		人	110	150	110	150	150
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 22 年度 決算額		1,342					
平成 23 年度 決算額		1,291					
平成 24 年度 予算額		1,670					
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点> 前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。						
	本町においては、人権侵害の落書きや差別的な内容の電話もほとんどなく、現在、特に大きな問題はないと考えている。しかしながら、最近では、児童虐待による子どもの人権侵害や高齢者虐待の事例は発生している。また、他府県では、インターネットの匿名性を利用した人権侵害事象も起こっている。やはり差別意識の根絶と人権意識の向上のため、住民啓発に力を入れなければならないと考えている。また、指標としている研修会の参加人数が、計画値に達していないが、ほぼ平成22年度並みの参加はあったため、「B」評価とした。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 23 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点> 成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。						
	人権担当事業が、いろいろな課にまたがっているため、全体の見えにくい事業となっている。事務事業の構成・内容の検討の前段階として、主担当課を決定する必要があると考える。						
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。						
	児童虐待、高齢者虐待等による人権侵害のケースの増加						
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。						
	人権研修会や街頭啓発を通じて、住民の人権意識の向上を図り、人権侵害の発生を未然に防ぐように努める。職員の人権意識の向上のため、研修会を実施する。						

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 () 妥当である (●) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 * 』が妥当である
	指標の設定が難しい施策であるとは理解するが、人権研修会の参加者数在人権意識の向上度を測る指標とは言えず、成果を正確に測ることができないため、「*」評価とする。
	指標設定にあたっては、行政側の努力部分のみではなく、成果目的の達成度を見渡せるものとなるよう、工夫されたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	研修会の開催や街頭啓発の実施など、例年取り組んでいるものの、参加者が限定的になるなど持ち方に課題が多いため、「C」は妥当と考える。今後、参加者へのアンケートを実施するなど、人権問題の実態の把握に努めるなかで、効果的な事業実施に努められたい。
	人権問題は、近年、性質や種類に多様化を見せており、その重要性を鑑み、行政の主担当課が社会福祉課であることが妥当であるか、早急に検証して対応すべきであるとする。
その他意見等	(特に意見なし)

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
①	人権啓発推進事業	義務自治	政策	人権啓発関係課と協力して、あらゆる人権に関する問題解決に向けての施策を推進することにより、さまざまな差別を根絶し、明るい社会を築くことを目的とする。また、近隣市町村や企業と協働して山城人権ネットワークを設置し、啓発事業として、同和問題をはじめとするさまざまな差別問題の解決のため、住民啓発に取り組む。年2回人権啓発新聞の配布や人権フェスタなどのイベントを開催している。また、役場職員を、人権意識向上のため、研修会等へ派遣している。	1,116 (2,744)	1,434	B 人権啓発関係課と協力して、あらゆる人権に関する問題解決に向けての施策を推進する。 さまざまな差別を根絶し、明るい社会を築くために啓発活動に取り組む。 また、近隣市町村と協力して同和問題の解決、住民啓発に取り組む。 また、役場職員の人権意識の向上を目指す。
②	人権相談事業	義務自治	経常	住民の差別や人権侵害、生活上の悩みなどに対応するため人権擁護委員による人権相談を月1回実施している。また、8月の人権強化月間や12月の人権週間には街頭啓発活動を行っている。	87 (2,307)	92	B 前年同様、人権擁護委員による人権相談を月1回実施する。
③	「社会を明るくする運動」事業	義務自治	経常	犯罪や非行のない明るいまちづくりを推進するため、保護司を中心に啓発活動を行っている。7月を強化月間とし、講演会や募集した標語の優秀作品表彰や街頭啓発を実施する。	88 (3,418)	144	B 犯罪や非行のない明るい町づくりを推進するため本年度も各事業を実施する。
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計					1,291 (8,469)	1,670	

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治：義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治：任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策：政策的な事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常：経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新：新規事業

A：拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B：現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C：見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
D：縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E：統合(今後、他事務事業と統合)
F：終了・休止・廃止

施策名： 地域福祉の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	社会福祉課				
総合計画上の位置付け	編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり					
	章	第4章 ともに支え合う福祉のまちをつくる					
	節	第1節 地域福祉					
成果目的	高齢者や障害者を地域で支えあう環境を整備するため、地域福祉活動の充実や人材の育成を行うとともに、住民の福祉に対する意識を醸成し、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目的とする。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	地域福祉計画が策定されておらず、障害者基本計画、高齢福祉計画等の計画に基づき、それぞれ福祉施策を展開していた。また、社会福祉協議会やボランティア団体、民生児童委員協議会などの連携、協力体制も、それぞれ個々の活動が主であった。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成22年度に地域福祉計画及び地域福祉活動計画が策定 平成22年12月の民生委員の一斉改選に伴い、民生児童委員が1名増員						
主な事務事業の取組内容	①地域福祉計画推進事業 ②民生児童委員活動支援事業 ③社会福祉協議会運営支援事業 ④社会福祉団体活動支援事業						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 22 実績値	H 23 計画値	H 23 実績値	H 24 計画値	H 27 計画値
社会福祉団体活動補助		件	6	6	5	6	7
火災報知器貸与件数		件	51	56	57	60	60
民生児童委員年間相談活動件数		件	1,005	1,200	719	1,000	1,300
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 22 年度 決算額		42,899					
平成 23 年度 決算額		46,298					
平成 24 年度 予算額		43,743					
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点> 前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。						
	地域福祉の推進については、町の地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき実施している。なかでも民生児童委員や社会福祉協議会の活動はその主要な部分を占める。23年度においては、民生児童委員協議会と社会福祉協議会が協力して高齢者実態調査を行うなど、連携する場面も増え、効果的な事業展開が図れたと評価できる。また、地域福祉推進の大きな担い手である民生児童委員を取り巻く環境は年々厳しくなってきた中で、民生児童委員協議会の活動は、全体の定例会の半数を校区ごとの会議に切り替えるなど、きめ細かい活動となるよう見直しが図られ、委員の研修にも取り組んでいる。しかし、委員の交代のに伴い、年間相談活動件数が719件と約3割減となっている。また、地域福祉増進のための中核をなす団体である社会福祉協議会に対しては、人件費等の補助を行っている。補助金の額は年々増加しており、これは同協議会の組織力の強化など事業を支えるための大きな役割を果たしていると考えられる。また、社会福祉団体への補助事業は、会の運営活動に対する十分な支援を行っていると考えている。総合的にみてB評価とした。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点> 成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。						
	各団体への補助金は、活動内容に応じた補助に平成24年度から切り替え、補助金が有効に活用できると考える。また、行政、社会福祉協議会、民生児童委員の連携が今後もより重要となってくるため、事業の構成についてはおおむね妥当だと考える。						
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。						
	高齢化のさらなる進行とともに、地域の生活弱者、要見守り者が増えることが予想される。 民生児童委員の一斉改選が平成25年度に行われる。退任に伴う新任委員の候補者選定が必要であるが、このところ委員のなり手がなく、年々選定作業が困難になっている。						
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。						
	生活弱者対策としては、関係機関の連携や各部課での調整を行い、施策を実施していく。 民生児童委員の任期は3年であるが、できる限り2～3期以上の長期間務めていただく。退任者がある場合は、推薦会をできるだけ早期に開催する。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	今回、地域福祉活動の中心的役割を果たす社会福祉協議会についての説明が加えられ、町の地域福祉施策の評価がわかりやすいものに改善されている点は評価するが、成果指標や成果目的の達成度などが行政の活動に主眼を置いたものになっているため、住民から見て成果がわかりやすいものになっておらず、改善の余地があるため、「B」評価は妥当であるとする。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	成果目的を達成するための多岐にわたる事業を展開できており、「B」評価は妥当である。 地域福祉の推進における民生児童委員の役割は大きく、相談件数や個々の相談内容も大変難しいものが多くなりつつあり、大変な仕事となっていることから、引き続き民生委員間の連携強化を図るとともに、民生児童委員と行政との連携もさらに深めていく必要があると思われる。
その他意見等	(特に意見なし)

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
①	地域福祉計画推進事業	任意自治	政策	地域福祉計画は、住民、行政、社会福祉協議会の活動の指針となる計画であり、22年度に策定した。この計画に基づき地域福祉を推進していく。	0 (444)	0	B 計画の進捗管理を行っていく。
②	民生児童委員活動支援事業	義務自治	経常	厚生労働大臣の委嘱を受け、地域で活動する民生児童委員の活動を支援するためその協議会に補助する。 平成22年12月の改選に伴い民生児童委員 38人主任児童委員 3人の計41人になる(1名増)。	4,243 (6,463)	4,277	B 民生児童委員が地域の見守り等に果たす役割は大変大きく、その活動を支援することは重要であると考え例年通りの補助を行う。
③	社会福祉協議会運営支援事業	任意自治	経常	地域住民の福祉を推進するため、久御山町社会福祉協議会の事業に対して補助する。 補助金の内訳は、 ・人件費補助 ・心配ごと相談補助(月2回実施。他にふれあいテレフォン、弁護士・司法書士無料相談) ・住民参加の地域福祉推進補助(福祉まつり、地域福祉会、地域見守りネットワーク、いきいきサロン、認知症サポーター養成講座等) ・OAシステム補助 ・移送サービス補助(ささえ愛サービス) ・施設等修繕補助	41,142 (42,992)	38,117	B 社会福祉協議会は、地域住民の福祉の増進を図るための事業を実施している中核をなす団体であり、継続的な運営支援が必要である。平成24年度からは「久御山町社会福祉協議会補助金交付要綱」を策定し、補助金交付の適正な執行を図っている。 しかし、現行の補助金の算定根拠が主に人件費となっており、今後組織の活動のますます拡大が予想されるなか、支援内容については、常に注視していく必要がある。
④	火災警報器具貸与事業	任意自治	経常	重度心身障害者や寝たきり・ひとり暮らしの高齢者等を火災から守るため、火災警報器具を貸与する。また、定期点検および電池交換を行う。	57 (501)	84	B 消防法の改正により設置が義務付けられ、高齢者の安全を守るために今後も取り組んでいく必要がある。 設置については、専門的な知識が必要である上に設置する場所によっては、転落する危険性があることから業者への委託を検討する。
⑤	社会福祉団体活動支援事業	任意自治	経常	住民が結成した社会福祉活動を目的とする任意団体に活動費を補助し、その活動を支援する。障害者団体、母子寡婦会等5団体の他に、障害者の保護者に対してサロン活動補助金等を交付している。	856 (2,262)	870	B 各団体への補助については、活動状況に応じて見直しをおこない、適正な補助となるように検討している。 また、活用されていない補助金については、廃止を含めた検討を加える。
⑥	成年後見申立及び制度利用支援事業	法定受託	経常	判断能力が十分でない人たちを支援するため、高齢者、知的障害者及び精神障害者で申立てを行う配偶者ならびに親族がいない人の親族に代わり、町長が申立人となり、成年後見の申立てを行う。また、町長が申立人になった利用者のうち、自分で必要となる費用を負担することが困難な者に対して助成する。	0 (148)	395	B 本人を法的に保護し、支えるための制度である。町としては、住民に対して制度の内容について、より一層の周知を行う必要があり、その方法について検討する。
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計					46,298 (52,810)	43,743	

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的な事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

施策名： 循環型社会の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	環境保全課				
総合計画上の位置付け	編	第6編 自然と人がともに生きる安全で安心な暮らしの基盤づくり					
	章	第1章 環境にやさしいまちをつくる					
	節	第2節 循環型社会					
成果目的	住民や事業者自らが意識的に環境に配慮した生活や経営を行いながら、将来にわたって持続可能な経済活動ができる社会「循環型社会」の形成を図る。住民、企業、行政が一体となった取組推進により、ごみの発生抑制及び再利用、再資源化など環境負荷の少ない循環型社会の構築を図る。また地球温暖化防止に貢献するための低炭素社会の実現へ向けて、温室効果ガスの発生を抑制した久御山セービングプランの実践に努める。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	温暖化防止やごみ減量の活動を推進、継続させるためには、住民等が意識的、組織的に取り組むことが重要であり、そのための有効な仕組みづくりが課題となっている。本町では、ごみの減量化や再資源化の推進を目指すほか、地球温暖化防止に向けた取り組みを実施している。今後も引き続き循環型社会の実現に向けた一般廃棄物処理体制の充実や自然エネルギーの利用促進等に努める必要がある。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中で、平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、平成17年には「京都議定書」の発効によりCO ₂ 削減に向けた世界的な取り組みが進められ、東日本大震災以後、省エネルギー、節電に対する関心が高くなっている。一方持続可能な資源循環型社会の構築に向け環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの変更が求められている。特に廃棄物処理対策についてはごみの発生抑制や再利用、再資源化など行政、住民、事業者がそれぞれの役割を果たすことが必要となる。一般廃棄物は市町村が処理する責務であり、最終処分地の延命化のため、ごみ減量意識の向上を図ることが必要である。						
主な事務事業の取組内容	住民向け学習会の開催、ふるさとフェアへの出展、久御山セービングプラン取組の点検評価、同プランの取組結果の広報掲載、職員研修の実施、環境教材の配布、温暖化防止活動啓発品の貸出、家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助、再生資源集団回収事業補助						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H22 実績値	H23 計画値	H23 実績値	H24 計画値	H27 計画値
再生資源集団回収事業回収量		t	528	625	533	562	600
出前講座の講師派遣回数		回	7	2	3	3	3
廃食用油回収事業回収量		L	3200	3,250	2,537	3,250	3,250
住民1人、1日当たりのごみ排出量		g	699	689	690	689	650
公共施設における温室効果ガス排出量		t-CO ₂	2,187	2,195	2,074	1,794	1,794
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 22 年度 決算額		235,826					
平成 23 年度 決算額		216,009					
平成 24 年度 予算額		209,616					
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B					
	＜観点＞	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。					
	平成23年度の実績では、廃食用油回収事業が前年度同様の自治会が実施するにとどまり、自治会数を増やすことができなかった。また回収量は減少する結果となった。一方、再生資源集団回収事業補助団体では昨年度同様の実施団体数にとどまったが、回収量については平成22年度を上回ったため住民には回収事業の認識が定着しつつある。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 23 年度)評価	A					
	＜観点＞	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。					
	再生資源集団回収事業及び廃食用油回収実施では、再生利用が推進される一方で、ごみ処理費用の抑制にも大きく寄与する。自然と人との共生や環境に対する負荷の抑制など、自然を守り環境を大切にす地域社会を創るために地球環境の保全やリサイクルの推進、ごみ減量化などの施策を進める事務事業としての構成・内容としては妥当であると考え。						
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	＜観点＞	社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。					
	世界的な温暖化対策としてわが国が調印した「京都議定書」の実効性が求められている。東日本大震災の影響を受けて、省エネルギー、特に節電が求められている。また、ごみ問題では、新たな最終処分地の計画が立たない現状であり、抜本的なごみ減量が急務の課題となっている。「京都議定書」の後のさらなる温暖化対策について各国で議論される中、わが国では2020年までに1990年比で25%削減する目標を掲げた。「京都議定書」では、わが国の削減目標が6%であったことを鑑みると、現在の温暖化対策をさらに徹底すると同時に、東日本大震災の影響を受けて更なる社会的制約が設けられることが予想される。 現在、ごみの最終処分の受け皿となっている大阪湾フェニックス事業では、新たな処分場計画が難航、半ば頓挫している情勢であり、さらなる行政負担が求められることが予想される。						
施策の方向性	＜観点＞	今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。					
	地球温暖化防止対策を進める上で、職員意識の向上については、KES推進整備事業と久御山セービングプランを協働して進めていく。また、町が行動を示すことで住民や事業者に対して啓発にも力を入れていく必要がある。 新たなごみの最終処分地の確保が難しい状況の中、現在稼働中の最終処分場の延命策が求められる。その一環としてごみ減量目的のごみ袋指定化についての議論を深めていく必要がある。平成27年度から予定されている「その他プラスチック製容器包装廃棄物」の分別方法の変更への対応が必要となる。						
外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します							
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、	(●) 妥当である		() 妥当ではない		⇒ 前年度評価『 』が妥当である	
	成果目的の達成度「B」は妥当である。 ただし、施策を構成する各事業の活動指標と成果指標との間に整合性がとれていないものが見受けられ、成果が見えにくくなっているため、そのような事業については、整合のとれた指標設定となるように改善されたい。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、	() 妥当である		(●) 妥当ではない		⇒ 前年度評価『 B 』が妥当である	
	各事業を熱心に取り組まれていることについては評価するが、地域を限定するなかでの分別システムのパイロット的な実施や学校との更なる連携など事業の持ち方については、まだ様々な工夫の余地や課題があるため、「B」評価が妥当である。						
その他意見等	(特に意見なし)						

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
①	役場庁舎KES推進事業	任意自治	政策	地球環境にやさしい行政運営をするため、平成18年11月1日に制定した「久御山町役場環境宣言」に基づき、継続的にKESに参画し、本庁の環境活動の取り組みを進める。	184 (2,034)	257	B 事務・事業に係る環境影響を常に認識し、環境汚染の予防をさらに推進し、環境マネジメント活動の継続的改善を図る。
②	温暖化防止活動事業	義務自治	政策	久御山セービングプランに基づき役場庁舎等から排出する温室効果ガスの削減に着実な実行に努めるほか、セミナーを開催し住民啓発を図る一方、太陽光発電システム設置補助を創設。	5,285 (12,019)	6,196	B 平成23年度策定の久御山セービングプラン(第3期計画)温室効果ガス総排出量削減目標を下回るように、KESと協働により進める。セミナー等の住民啓発等を継続する。
③	ごみ減量啓発事業	任意自治	政策	分別周知チラシを配布して住民等の啓発を行いながら、廃棄物の発生抑制、リサイクルを推進する検討を進める。	232 (3,710)	226	A 分別周知チラシを町民カレンダーに挟み込み、配布方法の改善を図る。ごみ減量を進めるため3Rを推進する。
④	家庭ごみ収集事業	義務自治	経常	生活衛生の保全、ごみの適正処理のため、町内一円で定期的な分別収集を実施する。	70,817 (127,971)	71,199	A 直営収集の一部の民間委託を継続する。公共施設から排出されるごみ収集を本来の収集形態にする。高齢者、障がい者等への戸別収集を検討・推進する。
⑤	ごみ処分手業	義務自治	経常	ごみを適正に処理するとともに、最終処分されるごみを減量するための再生利用を図る。	134,758 (140,160)	126,573	A 広域処理を実施している城南衛生管理組合において協議、検討を進める。
⑥	家庭ごみ減量推進事業	任意自治	政策	自治会等による古紙等の集団回収に補助するほか、家庭ごみの自家処理容器等の設置に対し補助する。	4,733 (6,731)	5,165	A 再生資源集団回収事業補助の拡大のため、広報等により周知を図るとともに、再生資源の回収・活用を推進する。
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計					216,009 (292,625)	209,616	

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治：義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治：任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策：政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常：経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新：新規事業
A：拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B：現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C：見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D：縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E：統合(今後、他事務事業と統合)
F：終了・休止・廃止

施策名：交通安全の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	建設整備課				
総合計画上の位置付け	編	第6編 自然と人がともに生きる安全で安心な暮らしの基盤づくり					
	章	第2章 安全で安心なまちをつくる					
	節	第3節 交通安全					
成果目的	交通安全施設や交通安全について啓発を図り、交通事故のない安全なまちづくりに努める						
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	近年の急速なモータリゼーションの進展に伴い、町内幹線道路における交通渋滞や生活道路への通過交通の流入、違法駐車などの問題が発生しており、交通事故防止に向けて、交通安全施設の整備、管理の充実、啓発活動等をさらに推進する必要がある。						
現在までの社会情勢・法制度的変化	交通安全死亡事故が年々減少する中、高齢者の死亡者数が全体の5割近くに達しており、非常に憂慮すべき状況にある。民営駐車場の整備・促進に伴う助成制度については、最近の利用状況を見ながら一定の成果が達成されたため、平成22年度で廃止。						
主な事務事業の取組内容	交通安全対策協議会と連携し、各種交通安全運動の啓発活動を推進する。また、駐車対策として、迷惑駐車パトロールや放置車両の撤去等に取り組む。						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 22 実績値	H 23 計画値	H 23 実績値	H 24 計画値	H 27 計画値
道路使用適正化促進(迷惑駐車対策)		台	1,227	—	1,060	1,000	1,000
交通事故年中死亡者数		人	4	—	2	0	0
交通事故年中発生件数		件	337	—	363	300	300
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 22 年度 決算額		9,773					
平成 23 年度 決算額		9,642					
平成 24 年度 予算額		10,669					
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。					
		交通事故の原因となる違法、迷惑駐車について、委託業者に年間を通しパトロールを依頼、啓発を行うことにより、違法迷惑駐車車の減少を図った。また、久御山町交通安全対策協議会や警察、関係機関と連携し、街頭啓発を行うことにより交通事故防止に努めた。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 23 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。					
		交通安全死亡事故の約5割を占めている高齢者をはじめ、児童、学生に対し、久御山町交通安全対策協議会、警察等と連携し、交通教室や街頭啓発を行うことにより交通事故の撲滅を目指す。また、交通事故の原因となる違法、迷惑駐車車の根絶に向けてパトロールを実施することは重要である。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	社会情勢や法制度的変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。					
		第二京阪道路や国道1号、京滋バイパスなど久御山ジャンクションを中心とした道路網の整備に伴い、交通渋滞や生活道路への通過車両の流入に伴う交通事故等が懸念される。					
施策の方向性	<観点>	今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。					
		今後も引き続き、高齢者や子供の交通事故防止のための安全教育活動や街頭啓発を積極的に取り組む。					

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である		
	評価「B」は妥当である。ただし、交通安全施策についての指標を設定する際には、単に事故件数の推移をみるだけでは不十分である。指標の設定においては、事故の内容について細かな分析を行い、例えば高齢者が関わる事故の件数、歩行者事故の年齢構成など、全国的なデータと比較できるものとなるよう、工夫されたい。		
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 () 妥当である (●) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 C 』が妥当である		
	交通安全啓発は、かなり熱心に取り組まれており評価するが、事故件数の中身の分析ができておらず、事故に関わる町外の人に対しては有効な施策と言えないため、「A」評価は妥当ではなく、事務事業の内容に工夫をすることが必要であることから「C」評価が妥当である。個人のモラルに頼る啓発中心の取組では限界があり、事故の抑止につながりにくいため、今後は事故の内容を分析するなかで、道路の凹凸の設置や集落内を袋小路化するなど、通過交通の規制のあり方について工夫・検討する必要があると考える。		
その他意見等	(特に意見なし)		

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
①	交通安全啓発活動推進事業	任意自治	政策	総合的な交通対策を検討・協議する交通安全対策協議会に対し、幼児から高齢者にいたる交通安全意識の高揚を図るための啓発活動等を行う。	757 (4,481)	757	B 広く住民に交通安全意識の高揚を呼びかけるとともに、高齢者や子どもに対して、特に強化して啓発活動を行う。
②	道路使用適正化促進事業	任意自治	経常	違法駐車・迷惑駐車を防止するため、交通パトロール員を配置し、助言、啓発活動を行う。	507 (1,267)	507	B 引き続き違法駐車等を防止するための啓発活動を行い、違法駐車をしない意識の醸成を図る。
③	交通安全施設維持管理事業	任意自治	経常	交通安全灯の適切な維持管理を行う。	8,338 (9,824)	9,134	B 要望箇所を中心に、交通安全灯の設置や補修等交通安全施設の整備を行う。
④	違法駐車・放置車両等対策事業	任意自治	経常	放置車両の撤去、処理を行う。	0 (760)	211	B 違法駐車のパトロールを定期的に行うとともに、放置車両の撤去を適宜行っていく。
⑤	交通遺児見舞金等支給事業	任意自治	経常	交通事故により父母等を失った児童の健全な育成と福祉の増進に寄与するため、見舞金・激励金を支給する。	40 (76)	60	B 緊急性・経済的な安定等の側面から児童の健全な育成と福祉の増進の観点により継続実施する
⑥	親しみとるおいのある道づくり事業	任意自治	政策	安全で快適な魅力あふれる道づくりとして、通勤・通学の歩行者や自転車の交通安全を確保するため、狭あい道路を解消し、歩道の拡幅整備を行う。	0 (2,280)	0	F 道路の狭小区間の解消に努める。
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計					9,642 (18,688)	10,669	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策評価シート(外部評価実施)

施策名： 地域交流の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	産業課
総合計画上の位置付け	編	第2編 豊かな暮らしや人々の活力を創造する産業づくり	
	章	第2章 産業環境の育成と安定した消費生活を確保する	
	節	第2節 地域交流	
成果目的		地域産業のイベントや拠点施設の整備を通じて、地域産業への理解と関心を高め、地域に根差した産業を育成する。	
施策の実施期間		平成 18 年度 ～ 平成 27 年度	
総合計画策定時の課題		住民や異なる産業間の交流を通じた地域産業の活性化を図るため、「ふるさとフェア久御山」などのイベントを開催しているが、今後も住民と地域産業とのふれあいや異業種間交流の促進や既存のイベント等の充実に努める。また、交流機会を促す施設の整備に取り組む必要がある。	
現在までの社会情勢・法制度の変化		「ものづくりのまち久御山」をPRL、農商工の連携を深め、まちの活性化を促進するための拠点施設である「クロスピアくみやま」が平成22年4月にオープンした。	
主な事務事業の取組内容		「ふるさとフェア久御山実施委員会」への補助、「まちの駅クロスピアくみやま」管理・運営事業	

2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 22 実績値	H 23 計画値	H 23 実績値	H 24 計画値	H 27 計画値
ふるさとフェアの参加者	人数	17,500	10,000	12,000	10,000	10,000
まちの駅施設の1日の入館者数	人数	315	350	330	350	400

3. 施策の事務事業費		(千円)
平成 22 年度 決算額		34,914
平成 23 年度 決算額		31,415
平成 24 年度 予算額		40,132

4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 「ふるさとフェア久御山」については、東日本大震災もあり、また、久御山中学校の駐車場が使えなくなったこともあり、他に駐車場を確保したものの、規模を縮小して実施したものの、当初計画以上に盛況に終わり、一定の成果は果らせている。クロスピアくみやまについても、2年目を迎え、ようやく本格軌道に向け、運営協議会、4つの専門部会を定期的に開催できるよう卒組み・仕組みが出来上がり、協議を開始しはじめ、成果・目標に向け、活動ができて始めてきたところである。					
	事務事業の構成・内容の妥当性 前年度(平成 23 年度)評価 B A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。 成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 「ふるさとフェア久御山」については、当初計画来場者数を上回って盛況に終わっており、一定の成果は果らせている。また、経費削減にも努めており規模的に限界であると考えている。 「まちの駅クロスピアくみやま」については、開館が平成22年度4月ということもあり、評価しうる指標などが明確でない。					

5. 施策の今後の方向性	
今後発生が予測される課題	＜観点＞ 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 ・事業そのものの目的や推進状況の管理などが厳しい。
施策の方向性	＜観点＞ 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 「ふるさとフェア久御山」については、ある一定の節目において、運営主体、内容、規模などのあり方について見直しも必要であると思われる。 クロスピアくみやまについては、今後、運営協議会、4つの専門部会で協議が実施されることになる。

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	クロスピアくみやまについて、課題は多くあるものの、運営協議会や4つの専門部会を設置されるなか、少しずつ動き始めている状況が見られるため、「B」評価は妥当である。ただし、まちの駅としての指標の取り方が、当初の設置目的の達成度を測るものになっていないため、工夫がいと考える。特に、事務事業の評価で使っている指標を活用して洗練させる必要がある。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	「B」評価は妥当である。ただし、第4次総合計画の「地域交流」の第1の柱である「体験を通じた住民との交流の推進」について、この2つの指標からでは、十分に評価することができないことから、事務事業の構成内容の見直しを検討された。
その他意見等	(特に意見なし)

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
①	ふるさとフェア久御山実施事業	任意自治	政策	町内の産業に携わる関係団体等がお互いの交流や地域住民とのふれあいを行い、地域住民が町の産業への認識を深めるため、「ふるさとフェア実施委員会」に対し補助を行う。	9,413 (22,715)	10,000	B 改善、変更については、実施委員会での協議で決定されるものであり、他のイベント等との合併等も考えられるが、節目での検討とする。
②	まちの駅施設運営・維持管理事業	任意自治	政策	町の大きな魅力である「ものづくりのまち久御山」を内外にアピールするクロスビークみやまの運営・維持管理を行う。	22,002 (49,506)	30,132	A 平成23年3月に運営協議会を設立し、専門部会が実行団体となるべく利活用の促進を図っていく。
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計					31,415 (72,221)	40,132	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的な事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施 策 名： 計画的なまちづくりの推進

1. 施策の基礎情報		担当課	都市計画課				
総合計画上の位置付け	編	第1編 魅力を生み出す定住と交流の基盤づくり					
	章	第1章 のどかでゆとりのある地域環境をつくる					
	節	第1節 まちづくり					
成果目的	まちの持続的かつ健全な発展と秩序ある市街地整備を推進するため、ミニ開発等の無秩序な市街地開発を防止するとともに、公共施設や緑地環境と調和した快適な生活を営むことのできる定住性の高い住宅地の形成を図りながら市街化区域への編入に努める。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	本町は、昭和60年以降少子化や30歳代を中心とする若い世代の町外転出などにより、人口の減少傾向が続いており、地域活力の維持・向上が求められている。また、計画的な土地利用を推進するため、定住化を促す住宅地の確保や都市施設の計画的な整備、良好な住環境形成など、住民主体の住みよいまちづくりを推進していく必要がある。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	本町は、幹線道路網の広域交通基盤を活かし、工業を中心に発展してきた経緯があり、市街化区域内における工業系用途地域面積の割合は府内で最も高く、数多くの企業が立地しており、昼間人口が夜間人口を大きく上回っている。しかし、夜間人口(定住人口)は減少傾向にあり、まちの活性化を図るためにはゆとりのある生活など職住近接のまちづくりを推進することが必要となっている。						
主な事務事業の取組内容	久御山町第4次総合計画や久御山町マスタープランに位置づけられた「住街区促進ゾーン」の整備に向けた調査を行い、また地権者の土地利用に関する意向把握を実施していくとともに、今後の課題等を明確にしていく中で、公共施設や道路、公園・緑地等の都市基盤が整った快適な住宅地の形成を目指した土地利用計画や整備手法等の検討を実施していく。						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 22 実績値	H 23 計画値	H 23 実績値	H 24 計画値	H 27 計画値
人口フレーム		人	16,716				18,000
市街地の面積		ha	405.9				450.7
—							
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 22 年度 決算額		75,305					
平成 23 年度 決算額		58,930					
平成 24 年度 予算額		64,260					
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点> 前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。						
	都市計画マスタープランで位置づけられた住街区促進ゾーンの開発を進めていくにあたり、平成21年度から地区の現況調査や今後の土地利用に係る方向性等について検討を行い、また、平成23年度においては、地区内の地権者に対して土地利用に関するアンケート調査を実施し、意向把握を行ってきたところである。今後は、地権者を対象にまちづくりの考え方や農業のあり方、土地利用に伴う開発手法等を学ぶ勉強会を開催し、まちづくりへの理解を深めるとともに、合意形成を図り当該地区に係る土地利用の方向性を決定し、事業を推進していく。						
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点> 成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。						
	平成21から23年度で実施した調査検討業務の内容や土地利用に関するアンケート調査の結果に基づき、当該地区の整備手法や関係機関との調整を行い、次回線引きに向けての基礎資料とする。						
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。						
住街区促進ゾーンについては、地区内の地権者を対象に勉強会を開催する中で、町のまちづくり(土地利用の進め方)に対する方向性を理解してもらったうえで、再度、地権者の土地利用に対する意向を調査し、開発区域の設定や整備手法等について検討を行うとともに、農業サイドとの調整、道路交通網の計画等関係機関との調整を図りながら事業を進めていく必要がある。							
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。						
住街区促進ゾーン全体においては、地権者の土地利用に対する意向に基づいて整備区域を設定し、道路や公園・緑地、排水施設等の公共施設を計画しながら、事業を進めていく必要がある。							

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である		
	施策の主な取組である住街区促進ゾーンの整備について、平成22年度以降地権者アンケートをとるなど一定の進捗が見られるため、「B」評価は妥当である。		
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である		
	土地利用の側面だけで施策を評価するのであれば、良く実施されており「B」評価は妥当である。しかし、「計画的なまちづくりの推進」という施策全体については、多様な都市機能の充実や快適な生活基盤の整備などについて、評価シート中に十分反映されていないため、今後改善されたい。		
その他意見等	(特に意見なし)		

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
①	都市計画推進事業	義務自治	政策	第4次総合計画及び都市計画マスタープランに基づき計画的、かつ適正な都市計画を推進する。	4,725 (10,275)	11,695	B 目標年次(平成27年度)までの計画の進捗管理について、関係機関等と連携を図りながら進める。
②	都市計画図整備事業	任意自治	経常	市街化編入等の状況の変化に合わせ、住民等へ正確な地図情報を提供する。	0 (0)	0	C 用途地域等の見直しや町内の地形・地物に大幅な変化があった場合、速やかに対応する。
③	公共用地測量登記事業	任意自治	経常	適正な開発・建築を推進するため、道路用地寄附に伴う境界確定及び地積測量図の作成、登記事務を行う。	3,960 (5,810)	4,000	B 開発協議等の中で、用地確保を進めている事業であり、実施手法を変更する必要はない。
④	新市街地都市基盤施設整備事業	任意自治	政策	H22完了	0 (0)	0	F H22完了
⑤	し尿処理事業	義務自治	経常	適正なし尿のくみりを行うため、城南衛生管理組合において行う。また、し尿浄化槽の適正な維持管理を指導する。	44,533 (46,531)	42,734	B 浄化槽の水質検査受検数増加のための周知を行う。
⑥	衛生保全事業	任意自治	経常	公衆衛生の向上のため、施設等の適正な維持管理を指導する。また、住民の負担軽減のため、火葬料等の一部を補助する。	5,712 (6,970)	5,831	B 引き続き公衆衛生の保持のため、事業実施する。
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計					58,930 (69,586)	64,260	

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 下水道の整備・管理

1. 施策の基礎情報		担当課	下水道課
総合計画上の位置付け	編	第1編 魅力を生み出す定住と交流の基盤づくり	
	章	第3章 水を守る環境を創出する	
	節	第3節 下水道	
成果目的		公共下水道の計画的・効率的整備を進めるとともに、水洗化の普及促進に努め、河川の水質汚濁防止や快適な生活環境の確保を行う。	
施策の実施期間		平成 18 年度 ～ 平成 27 年度	
総合計画策定時の課題		本町の公共下水道の状況は、町民の生活環境の改善及び宇治川・木津川等の公共用水域の水質保全のため、昭和57年度に木津川流域公共下水道、昭和59年度に大橋辺地区の単独公共下水道に着手し、平成元年度に供用開始を行った。平成17年4月1日現在の下水道人口普及率は78%となっている。平成25年度の概成にむけ、計画的・効率的整備を進めるとともに、水洗化の普及促進を図り、住環境の改善に努める。	
現在までの社会情勢・法制度の変化		本町は、大型幹線道路である、国道1号、第二京阪道路が町の中央を縦断し、京滋バイパスが北部を縦断する交通の要衝であり、また、新市街地の整備などで公共用水域の水質保全がますます必要となっている。下水道整備には、多額の費用が必要となるが、近年の厳しい経済情勢および財政状況のなか、工事において新技術を積極的に取り入れ、併せて経済的なルート選定を行う。整備完了地区においては、接続率向上のため普及促進活動を積極的に進めている。国庫補助金制度においては、交付金となり、社会情勢により厳しい状況であるが、計画的・積極的に活用し、効率的に整備を図る。	
主な事務事業の取組内容		終末処理場の建設及び維持管理費の負担、公共下水道の整備、下水道管渠の維持管理、水質検査業務、普及促進業務など。	

2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 22 実績値	H 23 計画値	H 23 実績値	H 24 計画値	H 27 計画値
人口普及率(下水道処理人口÷行政人口×100)	%	89.3	89.0	91.2	94.0	99.0
人口水洗化率(水洗化人口÷行政人口×100)	%	81.0	84.0	86.7	90.0	99.0
処理人口水洗化率(水洗化人口÷供用開始処理人口×100)	%	90.7	93.0	95.1	96.0	98.0

3. 施策の事務事業費		(千円)
平成 22 年度 決算額	477,061	
平成 23 年度 決算額	345,423	
平成 24 年度 予算額	437,874	

4. 施策の評価			
成果目的の達成度	前年度(平成 23 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点> 前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 前年度評価については、施策指標にあるように、人口普及率において平成23年4月1日現在で89.3%となった。人口水洗化率及び処理人口水洗化率については、見直しにより実績値が減少したが概ね計画通りに整備が進んでいる。平成25年度の概成を目処に整備を進めており、普及促進のため今後も戸別訪問などを行っていく。 宇治市人口普及率 78.7%、城陽市人口普及率 98.9%		
	事務事業の構成・内容の妥当性 前年度(平成 23 年度)評価 B A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。 <観点> 成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 個々の事務事業の取組内容では進捗状況に課題はあるものの、概ね妥当な構成となっている。しかし、厳しい財政状況のなか、下水道整備に掛かる多額の予算については、新技術等の採用及び経済的な路線の選定を行いコスト削減に努めていく。また、事業完了地区においては、早期の下水接続に向けた積極的な啓発活動を推進していく必要がある。		

5. 施策の今後の方向性	
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 平成25年度の概成を目処に整備が概ね完了し、維持管理の時代に入っていく。今後発生する布設後30年を経過した下水道管の老朽化対策として、管更生事業等を行っていく必要がある。また、公共下水道事業については、独立採算性による下水道事業経営の健全化と経営基盤の強化を図るための会計制度の移行が必要となる。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 平成25年度の概成を目処に整備を概ね完了させ維持管理の時代に入っていく。今後発生する布設後30年を経過した下水道管の老朽化対策として、管更生事業等を行っていく。また、公共下水道事業については、独立採算性による下水道事業経営の健全化と経営基盤の強化を図るための会計制度の移行を行う。

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である 下水道の整備・管理の成果目的達成に向け、計画的な下水道整備や啓発などに取り組まれており、概ね達成できているため「B」評価は妥当である。
	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である 「B」評価は妥当である。 今後、公営企業への移行が進められるが、その運営は大変難しいことが予測されるため、移行にあたっては、使用料を含めたシミュレーションを行うなかで、施策の方向性での指摘が実現される内容を検討して取り組まれたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	
その他意見等	(特に意見なし)

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名		区分1	区分2	事務事業の概要	平成 23 年度	平成 24 年度	
					決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
①	木津川流域下水道事業推進事業	任意自治	政策	木津川流域下水道の終末処理場の計画的な建設を推進するため、事業費の一部を負担する。	8,087 (11,787)	12,830	B 木津川流域下水道の終末処理場の計画的な建設事業に必要な負担金等である。
②	木津川流域下水道事業維持管理推進事業	任意自治	経常	広域的下水道事業を推進するため、木津川流域下水道および単独公共下水道の維持管理に掛かる費用を、京都府と京都市に対して負担する。また、川北排水機場の維持管理にかかる費用を八幡市に対して負担する。	196,132 (197,612)	208,109	B 木津川流域下水道及び単独公共下水道の維持管理費用及び川北排水機場の維持管理費用負担である。
③	公共下水道整備事業	任意自治	政策	快適で住みよい生活環境の実現のため、公共下水道の整備を行う。	127,707 (147,687)	189,530	C 公共下水道の築造や既設管渠の補修整備等を行う。事業費について、新技術の検討を行い、コスト削減に努める。
④	公共下水道維持管理事業	任意自治	経常	公共下水道の機能を確保するため、下水道管渠、マンホールポンプ等の維持管理を行う。	6,506 (10,946)	10,520	B 公共下水道の機能を確保するため、下水道管渠、マンホールポンプ等の維持管理費用である。
⑤	水質検査事業	任意自治	経常	公共下水道の適切な管理を行うため、事業所等の放流水を水質基準に適合させるよう必要な水質検査を行う。	684 (1,794)	2,000	B 公共下水道の適切な管理上必要な水質検査である。
⑥	下水道広報事業	任意自治	経常	下水道の普及と事業の促進を図るため、広報紙やホームページ等を通じて啓発を行う。	0 (1,480)	17	B 下水道の普及と事業の促進を図るため、広報やホームページ等を通じて啓発を行う。
⑦	便所水洗化改造普及事業	任意自治	経常	下水道接続の普及と経費的支援を行うため、便所水洗化改造資金融資の利用者が支払う利子を融資時から5年間補給し、融資金融機関に預託を行う。	1,658 (7,208)	2,742	B 勸奨活動等により下水道接続の普及と経済的支援を行うため、便所水洗化改造資金融資の利用者が支払う利子を融資時から5年間補給し、融資金融機関に預託を行う。
⑧	公共下水道施設管理システム整備事業	任意自治	経常	公共下水道事業の効率的な事務処理を行うため、竣工図、取付管調書、公共ますの設置依頼書および設置調書のデジタル化を図り、適切に管理する。	4,649 (6,499)	4,650	B 受付事務の迅速化および調書等のデジタル化により、調書等の劣化防止を図り、適切に管理する。
⑨	公共下水道地方公営企業会計移行事業	任意自治	経常	下水道事業経営の健全化を確保するとともに、経営基盤の強化を図るため、資産調査や評価を行い、企業会計への準備を行う。	0 (740)	7,476	B 財政状況を的確に把握し、適切な経営分析を行い、明確な経営目標と経営見通しを立て、健全な事業経営を行う。
決算額・予算額 計					345,423 (385,753)	437,874	

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的な事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)

B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)

C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)

D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)

E: 統合(今後、他事務事業と統合)

F: 終了・休止・廃止

平成24年度久御山町行政評価外部評価

基本用語集

基本用語集

用語	説明
アウトソーシング	業務を外部委託すること。
一斉改選（民生委員）	民生委員・児童委員及び主任児童委員は、民生委員法第10条により任期が3年となっており、3年ごとの12月1日に一斉に改選を行うもの。
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。
大阪湾フェニックス事業	近畿圏の毎日のくらしや、さまざまな産業活動から排出される膨大な量の廃棄物を、長期安定的に、また広域的に適正処理するため生まれた大阪湾の埋立計画。
温室効果ガス	大気中に存在する気体（ガス）の中でも、太陽の熱を地球にとどめて地表を暖める働きがあるガスのこと。温室効果ガスがあるおかげで地表の温度は一定に保たれているが量の増加による地球温暖化が危惧されている。
（固定資産）課税台帳	地方税法第380条第1項の規定により、市町村が、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の評価を明らかにするために備えなければならない台帳で、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の5つの台帳の総称。
環境負荷	温室効果ガスの増大や生態系破壊など、地球環境に与える負の影響。
環境マネジメントシステム	事業の実施にあたり「環境の保全・創造に関する方針や目的を達成するための計画を策定（Plan）し、実施（Do）し、その実施状況を点検（Check）し、必要な見直し（Action）を行う」いわゆるPDCAサイクルを自主的、循環的に繰り返すことによって継続的に改善を図っていく体制をいう。14001やKESなどがある。
基準財政収入額	各自治体での普通地方交付税の算定に用いるもので、当該自治体の財政力を一般財源ベースで把握することを目的とする。標準的な状態で徴収しうる税收。（普通地方交付税＝基準財政需要額－基準財政収入額）
基準財政需要額	各自治体での普通地方交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額。
京都議定書	1997年12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で同月11日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。
供用開始	道路、下水道などで施設の使用が可能になったことを意味する。
久御山セービング（節約）プラン	公共施設における温室効果ガス排出量の削減に計画的に取り組むとともに、住民、企業への情報提供や啓発を行うなど、温室効果ガスの排出抑制に向けた主体的な取り組みを促進するために策定した計画。ごみの減量化や再資源化の促進対策として、発生抑制・再使用・再生利用に積極的に取り組み、持続可能な循環型社会の形成を目指している。
久御山町交通安全対策協議会	関係機関や団体が緊密な連絡を図り、交通の円滑化や事故防止などについて検討して、効果的な対策を推進し、安全で住みよい町となるよう寄与することを目的に、交通安全対策の推進に関係ある機関や団体の代表者、学識経験者などで、趣旨に賛同する委員をもって構成される組織。
経常収支比率	自由に使えるお金のうち、人件費や生活保護費、借金返済などの避けられない支出にどれだけ充てているかを示す。値が低ければ、懐に余裕があり、独自の政策のために使うことができる。
K E S	企業等の経営に当たって環境への負荷を管理・低減するための仕組み。環境マネジメントシステムには国際規格ISO14001があるが、中小企業には人・物・金等経営資源の問題により取得が困難であることから、より分かりやすく取り組みやすい規格。
K E S 認証	KESは京都を中心に、全国の中小企業・団体を対象として2001年4月から審査登録を開始した環境マネジメントシステム。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。
公債費比率	地方自治体がした借金の返済に充てられる、一般財源の額の基準財政規模に占める割合を表す比率のこと。この比率が10%を超えないことが望ましいとされる。

用語	説明
高齢福祉計画	老人福祉法第20条の8の規定に定める老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に定める介護保険事業計画とをあわせ「久御山町高齢者保健福祉計画」として一体的に策定するもの。老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。
ごみ袋指定化	中身の見えるごみ袋を使用することで、ごみ減量意識の向上と分別の徹底によるさらなる資源化の促進を目指す。
最終処分場	日常生活や事業活動から出る廃棄物のうち、リユース（再利用）やリサイクル（再生利用）できない廃棄物を埋め立てる施設。処分する廃棄物の種類により、構造上、管理型最終処分場、遮断型最終処分場、安定型最終処分場の3種類に分けられる。
財政健全化判断比率	自治体財政の透明化を図るため、2007年制定の自治体財政健全化法で公表が義務づけられた「実質赤字」「連結実質赤字」「実質公債費」「将来負担」の四つの比率。
再生資源集団回収事業	古紙などの集団回収をおこなう自治会や子供会などの団体に、その回収量に応じて補助金を交付する事業。
財政調整基金	自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。
財政力指数	地方自治体の財政力（体力）を示す指数。指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。
三位一体改革	地方自治体（都道府県・市町村）が決定すべきことは、国ではなく地方自治体自らが決定するという地方分権を実現するために、①国から地方へ支出される補助金（国庫補助負担金）の削減、②国から地方への税源の移譲、③地方交付税の見直し、の3本柱を同時並行的に進めていくというもの。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
自治大学	地方自治を担う人材を育成するため、高度な研修や専門研修を通じ、地方公共団体の幹部となる職員の総合的な政策形成能力や行政管理能力を育成する施設。総務省が設置。
実質単年度収支	単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金積立金、地方債繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金取崩し額）を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。
社会を明るくする運動事業	犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓発活動。
住街区促進ゾーン	第4次総合計画及び都市計画マスタープランに基づき、農・住・工等のバランスのとれた土地利用を目指すため、土地利用構想として掲げる6つの区分の一つで、緑地環境と調和した快適な住宅地の形成を促進するゾーン。
循環型社会	循環への負荷を減らすため、天然資源を有効に利用することによって廃棄物を抑制し、併せて廃棄物となる前に循環資源として適正に利用される社会のこと。
障害者基本計画	障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため策定した計画。
情報格差	コンピュータで扱うデジタル情報を持つ人と持たない人との間で生じている格差と、それによって生じる問題のこと。
情報セキュリティ	コンピュータで使われている情報（データ）、あるいはコンピュータ間で通信される情報を守ること。
職員研修計画	年度ごとに定める、職員の研修計画。
人権擁護委員	国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もし侵犯された場合にその救済のための処置をとり、あわせて人権思想の普及高揚に努めることを使命として、人権擁護委員法に基づいて設けられ、各市町村（特別区を含む）に置かれている委員。
人材育成基本方針	職員の能力開発、意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めることを目的として策定した方針。

用語	説明
人材育成実施計画	人材育成基本方針に基づき、町の人材育成、能力開発を具体的に実施するための計画で、5年間を計画期間として、実施項目や実施時期などを策定する。
人事評価制度	職員の能力や成果を適正に評価して人事等に結びつけ、職員のやる気と働きがいを引き出し、より質の高い行政サービスを提供することをめざして実施する制度。
スクラップ・アンド・ビルド	事業予算や組織の新設にあたって、同等の事業予算や組織を廃止すること。
生活弱者	障害や病気などのために働くことができない、あるいは働くことができて雇用条件が悪く、収入水準が低い立場にある人。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人を保護するため、契約の手伝いをする人を定める制度のこと。
線引き（区域区分）	都市計画法において、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。
地域主権一括法	もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた法律。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくしている。第1次一括法と第2次一括法がある。
地域主権戦略大綱	地域主権改革（日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革）の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配慮しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成22年6月に政府が閣議決定したもの。
地域福祉活動計画	社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。
地域福祉計画	市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために「社会福祉法」の規定に基づく新しい社会福祉の理念を達成するための行政計画。地域福祉がもとと住民、関係機関・団体の参画を必要とすることから、この計画についても、地域住民や関係機関・団体の参加・参画や協力・協働に基づいて策定（平成23年度から平成27年度の5ヵ年計画）。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化、気候変動に関する国際条約を踏まえ、地球温暖化に関し、国、地方公共団体、事業主、国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。
地積測量図	一筆ないし数筆の土地の地積（面積）を法的に確定した図面。
低炭素化社会	地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素を極力排出しない経済社会像。石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。
出前講座	久御山町が行っている仕事の中で、住民の皆さんが聞きたい、知りたい内容をメニューから選んでいただき、久御山町の職員が講師となって皆さんの地域へ出向いてお話しするもの。
電子自治体	高度に電子化された住民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで住民に提供できる自治体のこと。
電子申請	インターネットを利用して、申請・届出などの行政手続をいつでも、どこからでも実現できるようにするもの。電子申請を利用することで、現在、行政機関の窓口に出向いて紙によって行っている申請・届出などの手続が、自宅や会社のパソコンを使って行えるようになる。
電子入札	官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをインターネットで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法。
都市計画マスタープラン	久御山町の将来の都市像を描き、これからのまちづくりを進めていくことを目的に、土地利用やまちづくりの基本的な方針を定めた計画。
廃食油	家庭で使い終わった食用油。
パイロット的な実施	新しい事業などを先行して試験的に実施すること。

用語	説明
バナー広告	インターネット広告の一種。Webサイトに広告の画像を貼り、広告主のWebサイトにリンクする手法。
汎用コンピュータ	パソコンなど、科学技術計算、事務処理、制御用など、ソフトウェア次第で様々な用途に利用することができる大型のコンピュータ。基幹業務処理において利用されることが多い。
P D C A のマネジメントサイクル	典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施する。最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進する手法。
東日本大震災	2011年（平成23）3月11日午後2時46分ごろに発生した東北地方太平洋沖地震によってもたらされた大災害。地震の規模はM（マグニチュード）9.0で気象庁観測史上最大の地震となった。
ふるさとフェア久御山	まちの産業を見つめ、新しい久御山町を創造しようと、毎年11月23日の勤労感謝の日に開催しているイベント。農業・商業・工業の各部門がそれぞれ展示・即売会をおこなうほか、特設ステージでは、歌謡ショーなどの企画をおこなう。
ブロードバンド	広帯域接続、高速・大容量のインターネット接続のことをさす。
まちの駅クロスピアくみやま	まちの大きな魅力のひとつである「ものづくりのまち久御山」を、内外に向けて情報発信するため、農商工に関係する分野が連携し、また協働することで、町に新しい地域力を創出し、元気な産業のまちとして、魅力あふれるまちづくりを進める拠点、産業のシンボル施設。
マンホールポンプ	自然流下が困難な場所等において用いる、下水道用ポンプ。
民生児童委員協議会	民生児童委員が連携・協力し合うことにより職務を機能的かつ効果的に遂行するとともに、必要な知識や技術等の向上を相互に促進することを目的として設置する組織。
モータリゼーション	自家用車が幅広い層の住民に普及してきたこと。車社会化。
山城人権ネットワーク推進協議会	山城地区における「人権尊重理念の普及」と「さまざまな人権問題の解決」を図るため、山城地区の15市町村及び理事会の承認を得た団体、企業等を会員として構成される組織。広報啓発事業として情報誌の発行や人権フェスタなどを実施しているほか、就業促進事業を実施している。
類似団体	全国の市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類した上で、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化、計35のグループに分けている。そのなかで同じグループに属する自治体を指す。

平成 24 年度 行政評価実施方針

久御山町総務部企画財政課

平成 24 年 4 月

1. はじめに

地方公共団体は、人口減少（少子化）や超高齢化の急速な進行、景気低迷による税収鈍化、本格化する地方分権型社会や市町村合併、指定管理者制度をはじめとした「官から民へ」の流れ、また、高度化・多様化する住民ニーズなど、さまざまな情勢の変化による対応が求められています。

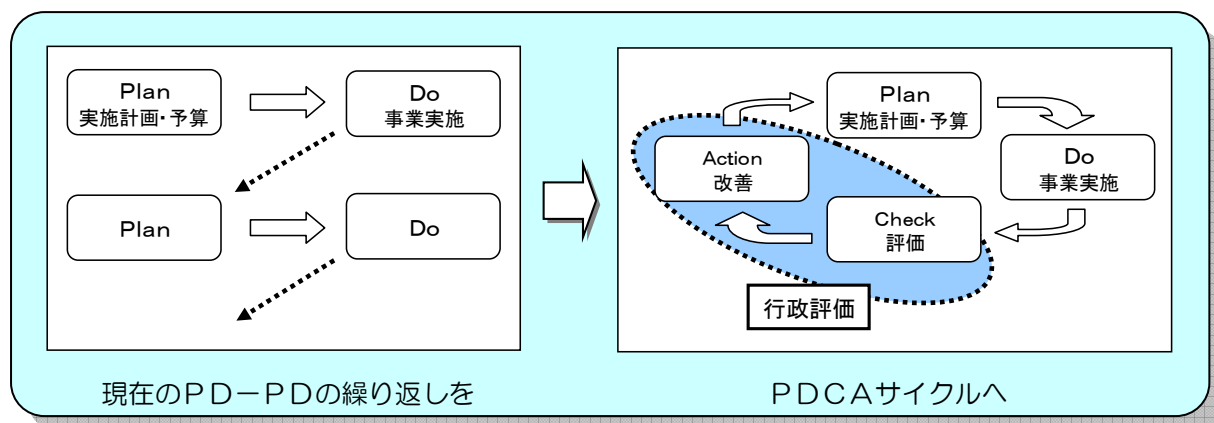
こうした社会情勢にあって、本町では平成 19 年 9 月に市町村合併については、当分の間は合併をしないとした方向性を示すなかで、強固で持続可能な行財政基盤の構築を図っていくこととしたところです。

また、持続可能な行財政運営を行うため、無駄な歳出を削減し、さらなる行政のスリム化を図るなかで質の高い住民サービスを行う必要があることから、平成 18 年 3 月に策定した「久御山町第 3 次行政改革大綱」並びに「久御山町集中改革プラン」に改革プログラムの一つとして、事務事業の再編・整理、廃止・統合を行っていくこととし、その手法として『行政評価』の導入を掲げ、平成 19 年度から取組を進めています。

『行政評価』とは、行政の仕事の現状と成果を確認・分析し、改善・改革を図るための仕組みとなるものです。従来は、行政では「予算編成（Plan）」を重視し、「事業実施（Do）」後においては、決算などを十分にチェックすることが少なかったと考えられます。そこで、事業を「Plan（計画・予算）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）」の流れで捉え、実施結果をその計画に基づき評価し、以後の改善に結びつけようとする「PDCAサイクル」という考え方があります。

行政評価の取組は、これまでの Plan－Do 偏重の行財政運営から Check と Action の機能をより充実させ次の Plan に結びつける、行財政運営システムを改革するための取組です。

【 行政評価の取組 】



2. 行政評価（事務事業評価・施策評価）実施方針

本町における行政評価の導入にあたっては、平成 19 年度から取組を始めました。

平成 19 年度は、ワーキンググループによる制度研究をはじめ、職員研修や職員アンケート調査、また、各課 1 事業による事務事業評価の試行などを行うなかで、職員自らの事務事業の改善・改革意欲に繋がる、本町にふさわしい事務事業評価の仕組みについて検討を進めました。

平成 20 年度は、事務事業評価については、本格実施として、政策的事業全てと経常的事業の一部の事務事業に取り組みました。また、施策評価については、ワーキンググループによる検討を行うなかで、各課 1 施策による試行を行いました。

平成 21 年度は、事務事業評価については、政策的事業と経常的事業の全ての事務事業について取り組みました。また、施策評価については、平成 20 年度に引き続き試行を行うとともに、本格実施に向けて外部評価を試行的に取り入れ実施しました。

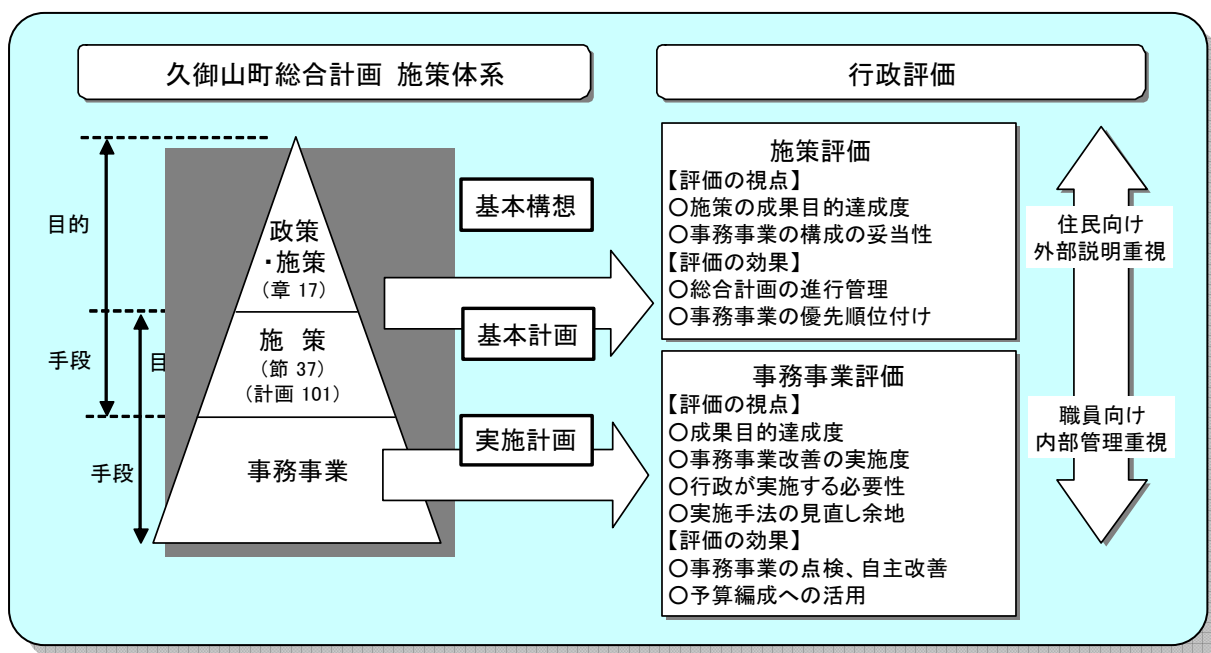
平成 22 年度は、事務事業評価については、政策的事業の全てと経常的事業の新規・変更等の事務事業について取り組みました。また、施策評価については、本格実施に向けて、12 施策に係る外部評価を試行的に実施しました。

平成 23 年度は、事務事業評価については、引き続き政策的事業の全てと経常的事業の新規・変更等の事務事業について取り組みました。また、施策評価については、教育委員会の施策を除く 40 施策全ての評価を行うとともに、外部評価委員が選択した 10 施策について外部評価を実施する方法で、本格実施しました。

平成 24 年度は、事務事業評価については、経常的事業と政策的事業の全ての事務事業について取り組むこととします。また、施策評価については、昨年度と同様の方法で本格実施することとし、それぞれの評価の実施方針を次のとおり定めます。

なお、久御山町行政評価全体像は、下図に示すとおりです。

【 久御山町行政評価 全体像 】

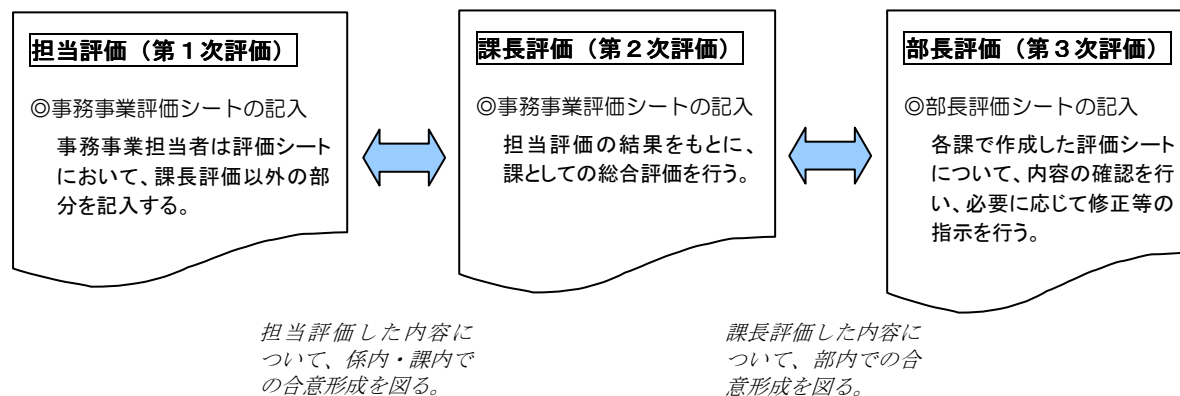


(1) 事務事業評価実施方針

事務事業評価を行うことで、職員の意識改革（事務事業の改善意識・コスト意識）を促すとともに、事務事業の点検や自主改善を行います。また、評価内容を実施計画策定や予算編成（事業別予算）へ繋げていきます。事務事業評価シートは、担当者や担当課のマネジメントツールとして活用されることをめざします。＜職員向け・内部管理重視＞

- ① 評価の視点
 - ・ 成果目的（成果指標）の達成度合い
 - ・ 事務事業改善の実施度合い
 - ・ 行政が実施する必要性の度合い
 - ・ 事務事業の実施手法（対象や活動内容、補助・負担金内容や受益者負担、コストなど）の見直し余地
- ② 評価手法
 - ・ 事務事業評価シートによる評価
 - ・ 実施計画策定との連動
- ③ 実施内容
 - ・ 平成 19 年度； 各課 1 事業実施（試行実施）
 - ・ 平成 20 年度； 政策的事業全てと経常的事业の一部実施（129 本）
 - ・ 平成 21 年度； 政策的事業全てと経常的事业全て実施（301 本）
 - ・ 平成 22 年度； 政策的事業全てと経常的事业の一部実施（145 本）
 - ・ 平成 23 年度； 政策的事業全てと経常的事业の一部実施（185 本）
 - ・ ※平成 24 年度； 政策的事業全てと経常的事业全て実施（304 本）

④ 評価フロー



ねらい＞ 職員の意識改革（事務事業の改善意識・コスト意識）

多様化する住民ニーズに対応していくためには、職員それぞれが必要となる事務事業を見極め、事務事業の展開をしていくことが求められます。しかし、事務事業が増加し、限られた人員・時間のなかでは、直面する事務事業や課題に時間を割かれることが多く、事務事業を見直したり、手法を変えたりすることは難しい状況にあります。

このことから、『事務事業評価シートを作成（記入）するなかで、職員に改善への動機付けを行い、事務事業の振り返りを促します。』

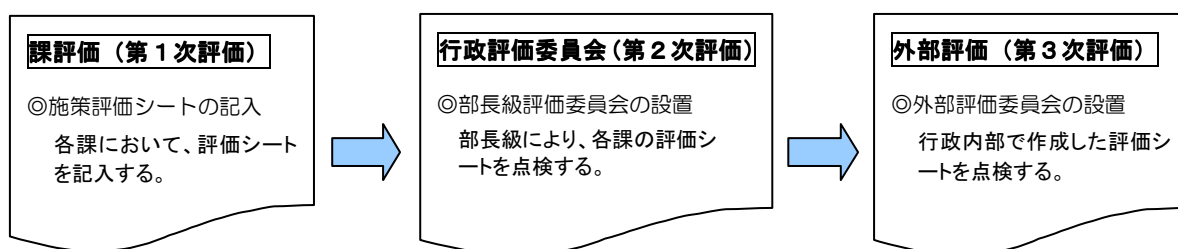
また、限られた予算のなかで最大限の行政サービスを行うためには、職員それぞれが個々の事務事業における費用対効果を考え、コスト意識を持ち、より効率的な事務事業を行っていく必要があります。

このことから、『事務事業評価シートを作成するなかで費用対効果を意識し、職員それぞれによる主体的な改善への結び付けをめざします。』

(2) 施策評価実施方針

総合計画の進行管理を行い、総合計画の各施策を達成するための事務事業の構成の妥当性を検討します。また、事務事業の構成を検討するなかで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めます。施策評価シートは、市政の方向性について検討するためのコミュニケーションツールとしても活用することをめざします。＜住民向け・外部説明重視＞

- ① 評価の視点
 - ・ 施策（総合計画）の成果目的の達成度合い
 - ・ 事務事業の構成・内容の妥当性
- ② 評価手法
 - ・ 施策評価シートによる評価
 - ・ 外部評価の実施
- ③ 実施内容
 - ・ 平成 20 年度 各課 1 施策実施（試行実施）
 - ・ 平成 21 年度 各課 2 施策実施（試行実施）
行政評価委員会・外部評価実施（試行実施）
 - ・ 平成 22 年度 主要な施策実施・外部評価実施（試行実施）
 - ・ 平成 23 年度 全施策実施（教育委員会分を除く）・外部評価実施
 - ※平成 24 年度 全施策実施（教育委員会分を除く）・外部評価実施
- ④ 評価フロー(案)



ねらい ①＞ 総合計画の進行管理

事務事業や総合計画の施策について、これまでは、「行政が何をしたか」「事業費がいくらであったか」という結果（アウトプット）や決算の説明のみで、「住民生活がどのように変わったか」、「どれだけ成果（アウトカム）が出たのか」ということを説明するということが少なかったと思われます。

しかし、これからは事務事業に要したコストを示し、客観的な指標を使って事務事業の目標値とその達成状況を説明することで、住民にとってわかりやすい情報提供が必要です。

このことから、『施策評価を行うなかで、総合計画の進行管理に努め、住民への説明責任（アカウンタビリティ）の充実を図ります。』

ねらい ②＞ 事務事業のスクラップ・アンド・ビルド

増え続ける住民ニーズに対応するため、行政は「あれもこれも」と事務事業を展開し、事務事業は増える一方です。しかし、右肩上がりの経済成長も終わり、限られた財源のなかで事務事業を行わなくてはなりません。また、現在、集中改革プランによる事務事業の再編・整理等に取り組んでいますが、行政全体での事務事業数は非常に多く、なかには事務事業の導入からかなりの年数が経過し、事務事業の必要性が不明確となっていたり、本来、行政が実施すべきものかどうかなどの事務事業の仕分けが曖昧になっているものもあります。そのため、事務事業の優先順位を把握し、サービス効率の悪い事務事業は見直すなど、事務事業の選別の必要があります。

このことから、『施策評価を行うなかで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めます。』

3. 行政評価実施時の留意事項

事務事業の適切な評価・改善を行っていくためには、職員それぞれの意識改革だけでなく、組織力を高めることも重要です。行政評価の実施にあたっては、次のことに留意して取り組むこととします。

① 組織としての意思決定のルールづくり

部長や課長、担当者で、ひとつの事務事業に対する認識に差異があることがあり、意思決定の統一が図られていないことが見受けられます。『行政評価を行うなかで、組織としての事務事業に対する意思決定内容を統一し、それぞれの意思決定の段階における責任を明確化します。』

② 職員の改善意識の高揚

行政評価の円滑な導入を進めるにあたり、職員の改善意識を高めるため、計画的な職員研修を実施するとともに、職員へのわかりやすい情報提供に努めます。『行政評価を導入することで、「評価シートを作成する」という事務を増やしただけの結果となってしまうのではなく、職員からの改善提案が日常的に行われる雰囲気づくりをめざします。』

③ 予算との連動

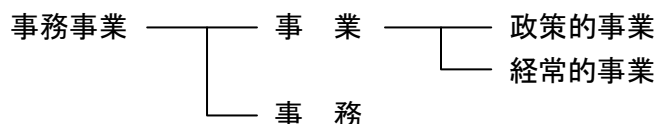
行政評価により行った事務事業の見直しや改善提案の実効性を高めるため、行政評価と予算を連動させることが重要となります。

事務事業評価シート兼実施計画調書の作成の基本的な考え方

1. 事務事業評価シートの作成にあたっての基本的な整理

(1) 事務事業の分類

- ① 事務事業を「事業」と「事務」に分類する。
- ② 事務事業の「事業」を「政策的事業」と「経常的事業」に分類する。



(2) 事務事業の評価年度

- ① 毎年度評価する事務事業 平成 20 年度（開始年度）

ア. 政策的事業

イ. 新規の事業及び経常的事業のうち拡充・縮小等の改善を行う事業

- ② 3 年ごとに評価する事務事業

経常的事業 平成 21 年度（開始年度）

事務事業の分類区分		評価区分	適用
事業	政策的事業	毎年度に評価	
	経常的事業	3 年毎に評価	* 新規・変更等は毎年度評価

(3) 事務事業評価シート兼実施計画調書

事務事業の評価シート及び実施計画の作成調書については、次の 2 種類とする。

- ① 事務事業評価シート兼実施計画調書【継続事業】
- ② 事務事業評価シート兼実施計画調書【新規事業・具体化事業】

* 「事務」の評価方法については、別途評価シートを設け、事務改善に繋がる内容での評価方法を用いることとする。（検討中）

(4) 事務事業評価シート等の作成手順（評価手順）

- ① 担当評価（第 1 次評価）

事務事業評価シート兼実施計画調書の作成については、基本的には事務担当者において作成することとする。

事務担当者は、事務事業の改善に繋がるように心がけ、できる限り客観的に担当者評価を行うこととする。

また、事務事業評価シート兼実施計画調書の実施計画の取組方針等については、課長評価の総合評価の内容により、係内・課内での合意形成を図るなかで、取組方針、事務事業の取組内容、活動指標、成果指標等を記載することとする。

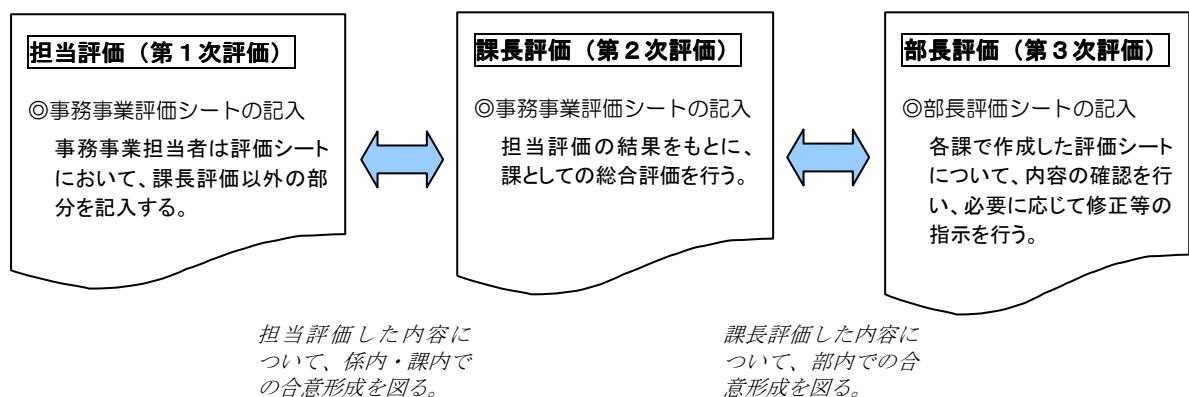
② 課長評価（第2次評価）

課長は、事務担当者の評価を基に、事務事業評価シート兼実施計画調書の「総合評価」を行う。この場合、課長は課としての合意形成を図ったうえで事務・事業の改善に繋がるように評価を行う。

また、課で作成した全ての事務事業評価シート兼実施計画調書について、所管部長に確認を求めることとする。

③ 部長評価（第3次評価）

部長は、所管課で作成した全ての事務事業評価シート兼実施計画調書について、その評価や取組方針、事務事業の取組内容等に対し確認を行い、指示事項がある場合は、別紙「事務事業評価 部長評価シート」により、所管課に指示を行うとともに、所属課との合意形成を図るなかで、必要に応じ事務事業評価シート兼実施計画調書の修正を行わせることとする。



（5）事務事業の活動指標と成果指標の設定

① 毎年度評価する事務事業

評価シートにおいて、3年間と長期の計画値を設定する。

*毎年度、把握できる数字を指標とする。

*それぞれの指標を3つまで記入できるように欄を設けてあるが、設定が困難である場合は、必ずしも3つ設定しなくてもよいこと・空欄でよいこととする。

○活動指標・成果指標欄（実施計画）

計画値・目標値			
H25	H26	H27	長期目標

○活動指標・成果指標欄（実績）

H22	H23		H24
実績値	計画値	実績値	計画値

② 3年ごとに評価する事務事業

ア．経常的事業については、下表の内容により成果指標の計画値を設定する。

イ．事務については、活動指標・成果指標の設定が難しいことから、基本的にはこの項目の設定を行わず、改善目標を設定する。

＊改善目標の設定内容については、今後、整理をしていく予定。

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
経常的 事 業	評価年度		●			●			●
	成果指標	●	●			●			●

◎ 経常的事業の成果指標の設定

H21（評価年度）・・・H20に成果指標の計画値を設定する。

H24（評価年度）・・・H21に成果指標の計画値を設定する。

H27（評価年度）・・・H24に成果指標の計画値を設定する。

＊この場合の成果指標の計画値については、評価年度の前年度までに達成する見込み数値（3年後の達成見込み）を設定する。

2. 実施計画調書の作成にあたっての基本的な整理

（1）実施計画に掲げる事務事業

- ① 実施計画に掲げる事務事業については、「政策的事業」と「経常的事業」とする。
- ② 事務事業のうち「事務」は実施計画には計上しない。

（2）実施計画調書を作成する事務事業

① 毎年度作成する事務事業

毎年度において、実施計画調書を作成する事務事業については、新規事業と政策的事業及び経常的事業のうち拡充・縮小等の改善を行う事業について、実施計画調書を作成する。

＊事務事業評価シート（① 毎年度評価する事務事業）と同じ考え方。

＊この場合、上記以外の実施計画に掲げる事務事業については、内容に変更がないものとして前年度ベースの事業内容で更新する。なお、この場合においては、企画財政課で実施計画事務事業一覧を作成し整理管理を行うこととする。

② 3年ごとに作成する事務事業

事務事業評価シートと同様に、3年ごとに全ての事務事業（政策的事業と経常的事業）について、実施計画調書を作成する。

＊事務事業評価シート（② 3年ごとに評価する事務事業 ア経常的事業）と同じ考え方。